

# 平成 2 3 年度定期監査結果報告書

三重県監査委員

# 目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の対象	1
2	監査の実施箇所及び実施年月日	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の着眼点	2
第 2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	3
2	監査結果の概要	
	( 1 ) 収入未済	3
	( 2 ) 業務委託契約	5
	( 3 ) 公共工事	7
	( 4 ) 補助金	8
	( 5 ) 事務費の執行	8
	( 6 ) 扶養手当等の認定事務等	9
	( 7 ) 財産管理等の状況	9
	( 8 ) 事務管理体制	9
	( 9 ) 交通事故	10
	( 10 ) 公益法人制度改革	10
3	監査の意見	11
	【部局】	
	政策部	11
	総務部	16
	防災危機管理部	22
	生活・文化部	25
	健康福祉部	30
	環境森林部	40
	農水商工部	46
	県土整備部	56
	出納局	67
	【各種委員会等】	
	企業庁	69
	病院事業庁	72
	議会事務局	76
	監査委員事務局	77
	人事委員会事務局	78
	教育委員会事務局	79
	労働委員会事務局	92
	海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	93
	警察本部	94
別 表	〔監査実施箇所一覧〕	
1	総括本監査の実施年月日等	99
2	部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等	99

# 平成 23 年度定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月 11 日から同年 10 月 17 日までに実施しました監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成 23 年 10 月 26 日

三重県監査委員 植 田 十志夫  
三重県監査委員 山 本 勝  
三重県監査委員 笹 井 健 司  
三重県監査委員 田 中 正 孝

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

### 2 監査の実施箇所及び実施年月日

平成 23 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 231 箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、P99 別表以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	4 9	4 7	2	4 9	0
地域機関	1 8 2	9 0	9 2	1 1 7	6 5
計	2 3 1	1 3 7	9 4	1 6 6	6 5

### 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

- (1) 監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。
- (2) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。
- (3) 議会事務局の監査のうち政務調査費の監査において、山本勝監査委員及び笹井健

司監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

- (4) 監査委員事務局の監査において、植田十志夫監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

#### 4 監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかなどにも留意しました。

また、平成 22 年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、財務等の執行についての監査は、抽出により行ったものであるが、今回の実地監査対象箇所に限らず全ての部局等についてあてはまるものがあると思料されるため、各部局等にあっては意見のあった事案を参考として、全ての財務事務の執行に留意するとともに、チェック機能を高めて適正な事務執行に努められたい。

事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

部局名	意見数	部局名	意見数
政策部	7	出納局	2
総務部	6	企業庁	5
防災危機管理部	3	病院事業庁	2
生活・文化部	6	議会事務局	1
健康福祉部	11	監査委員事務局	1
環境森林部	4	教育委員会	9
農水商工部	10	警察本部	3
県土整備部	5	意見数計	75

財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項目	収入に関する事務	支出に関する事務	人件費に関する事務	財産管理に関する事務	事務管理体制	その他の監査項目	計
意見数	19	36	6	30	15	26	132

### 2 監査結果の概要

事務の執行と財務等に関する意見は部局等ごとに示したとおりであるが、財務等に関する監査結果の概要は以下のとおりである。

#### (1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約131億9,908万円(対前年度比98.3%)と前年度に比べ約2億3,446万円減少している。他に、企業会計の収入未済額が約1億6,624万円(同87.9%)となっている。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成22年度〕 発生分	過年度 〔平成21年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	1,878,149,936	4,957,901,552	6,836,051,488
	県税加算金	8,386,878	24,256,367	32,643,245
	その他	18,661	-	18,661
	小 計	1,886,555,475	4,982,157,919	6,868,713,394
生活・文化部	中小企業従業員住宅家屋貸下料	-	43,076,292	43,076,292
	その他	-	278,000	278,000
	小 計	-	43,354,292	43,354,292
健 康 福 祉 部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	40,073,526	355,090,756	395,164,282
	生活保護費返還金	12,852,809	69,810,252	82,663,061
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	876,200	58,805,646	59,681,846
	児童措置費負担金等	12,250,218	57,614,076	69,864,294
	児童扶養手当返還金	801,460	18,263,641	19,065,101
	その他	1,036,955	3,374,055	4,411,010
	小 計	67,891,168	562,958,426	630,849,594
環 境 森 林 部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	259,554,266	1,646,137,786	1,905,692,052
	林業改善資金貸付金元利収入等	5,900,000	9,542,526	15,442,526
	その他	616,463	1,047,886	1,664,349
	小 計	266,070,729	1,656,728,198	1,922,798,927
農 水 商 工 部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	76,751,991	3,150,841,740	3,227,593,731
	農業改良資金償還金収入等	6,488,211	43,388,954	49,877,165
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	4,440,000	27,177,549	31,617,549
	中央卸売市場使用料等	-	6,014,514	6,014,514
	測量談合に係る弁償金	-	83,598,377	83,598,377
	県営サンアリーナ使用料	-	5,396,466	5,396,466
	その他	-	383,668	383,668
	小 計	87,680,202	3,316,801,268	3,404,481,470
県 土 整 備 部	測量談合に係る弁償金	-	99,074,672	99,074,672
	公営住宅使用料	3,118,350	15,518,168	18,636,518
	弁償金（公営住宅関係）	2,783,333	6,674,563	9,457,896
	道路・河川・海岸等使用料	268,572	4,313,829	4,582,401
	岸壁荷揚場その他使用料	72,380	2,462,440	2,534,820
	道路・海岸管理費負担金	2,669,130	29,282	2,698,412
	その他	8,447,422	5,684,176	14,131,598
	小 計	17,359,187	133,757,130	151,116,317
出 納 局	弁償金（損害賠償請求額）	-	21,871,353	21,871,353
	小 計	-	21,871,353	21,871,353

箇所名	区 分	現年度 〔平成22年度〕 発生分	過年度 〔平成21年度〕 以前発生分	計
教 育 委 員 会	高等学校授業料	-	5,877,533	5,877,533
	高等学校等修学奨学金返還金等	28,040,820	62,348,757	90,389,577
	恩給及び退職年金返還金	-	9,867,287	9,867,287
	その他	94,400	586,781	681,181
	小 計	28,135,220	78,680,358	106,815,578
警 察 本 部	放置違反金	15,549,000	32,682,000	48,231,000
	弁償金（公用車）		247,800	247,800
	その他	600,970	-	600,970
	小 計	16,149,970	32,929,800	49,079,770
合 計		2,369,841,951	10,829,238,744	13,199,080,695
(参考) 平成21年度合計		3,116,706,513	10,316,837,340	13,433,543,853

[企業会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	平成22年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	636,300
病院事業庁	患者自己負担金	165,610,003
合 計		166,246,303
(参考) 平成21年度末未収金		189,181,889

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

特命随意契約 340 件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など 271 件を抽出し監査を実施したところ、契約手続の不備なものや履行確認が不十分なものなど、事務処理を行う中での不注意等による処理誤りがそれぞれ 125 件と 52 件が見受けられた。

また、22 年度監査で新たな監査項目とした「三重県出納局検査要領」に基づく事前検査の実施状況について、事前検査を受けていない契約が特命随意契約や庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約などを合わせて 55 件と依然として多く見受けられた。

# 1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*4)	履行確認 に関する もの (*5)	その他 (*6)	計
		随意契約 理由に関 するもの (*1)	予定価格 に関する もの (*2)	出納局事 前検査に 関するも の	その他 (*3)				
政策部	14			1				1 (1)	
総務部	32			4	2	2		2 10 (10)	
生活・文化部	33		2	7	1	3		13 (11)	
健康福祉部	39		6	6	1	3		16 (12)	
環境森林部	20	1	3	2	5	2	1	3 17 (13)	
農水商工部	43	1	2	7	1	1		2 14 (9)	
県土整備部	37		2	9	3	1	1	16 (15)	
病院事業庁	17		1		3		1	5 (4)	
議会事務局	1		1					1 (1)	
教育委員会	76	2	5	15	4	1	2	1 30 (23)	
警察本部	3			1			1	2 (1)	
その他	25							-	
合計	340	4	22	52	20	13	6	8 125 (100)	

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の( )内は指摘した委託契約の実数。

## < 事前検査の対象 >

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に規定する随意契約により調達(ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く)する、予定価格(税込)若しくは執行予定額(税込)が10万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等

## < 改善を要する事務処理の主な事例 >

(\*1) 随意契約の理由が記載されていない 等

(\*2) 予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等

(\*3) 見積依頼文書に見積書提出期限が記載されていない、執行伺い、見積徴収伺いがされていない 等

(\*4) 個人情報取扱特記事項が旧基準のものであった、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(\*5) 履行完了時の検査結果が記録されていない、業務完了届の添付書類に不備があった 等

(\*6) 起案・決裁文書の校合欄に認印がない、再委託承諾について承諾申請がされていない 等



## 2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*3)	履行確認 に関する もの (*4)	その他 (*5)	計
		随意契約 理由に関 するもの	予定価格 に関する もの (*1)	出納同事 前検査に 関するも の	その他 (*2)				
政策部	19		1					1 (1)	
総務部	20						2	2 (2)	
健康福祉部	30		10	2	1	1		14 (6)	
環境森林部	8		1	1			1	3 (3)	
農水商工部	15		2					2 (2)	
企業庁	7					1		1 (1)	
病院事業庁	10					1		1 (1)	
教育委員会	115		7		2		2	21 (17)	
警察本部	30				4		1	7 (6)	
その他	17							-	
合計	271		21	3	7	2	4	52 (39)	

（注）「1 特命随意契約の監査結果」の（注）に同じ。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(\*1) 予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等

(\*2) 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった 等

(\*3) 個人情報の取扱いに関する特記事項が添付されていない、個人情報保護責任者等の報告がされていない

(\*4) 収集回収日ごとの検査がされていなかった

(\*5) 再委託承諾について承諾申請がされていない 等

### （3）公共工事

平成 22 年度に入札行為を行った公共工事件数は 1,636 件となっている。

23 年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に 89 件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが 4 件、事務手続きの不備に関するものが 31 件、契約変更手続きの不備に関するものが 3 件、その他の不備に関するものが 1 件など、改善を要するものが 39 件（前年度 26 件）見受けられた。

「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	当初設計に関 するもの (*1)	事務手続きに 関するもの (*2)	変更手続きに 関するもの (*3)	その他 (*4)	計
平成 22 年度	89	4	31	3	1	39 (34)
(参考) 平成 21 年度	68	3	8	7	8	26 (19)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の( )内は指摘した工事契約の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(\*1)当初設計時の積算計上もれ、現地での状況把握が不十分であった 等

(\*2)リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない、工事カルテの登録が遅れてお  
り監督員の確認が不十分であった 等

(\*3) 設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた 等

(\*4) 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた

(4) 補助金

平成 23 年度監査では、行政監査で県単独補助金について監査を実施しており、定期監査においては、行政監査で対象としなかった補助金について 29 件を抽出し、交付要領、交付手続き、履行確認などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、交付先からの提出書類の提出漏れ、提出遅延など交付手続きに関するものが 9 件見受けられた。

〔改善を要する補助金の事務処理の件数〕(政務調査費除く)

(単位：件)

区 分	監査 件数	交付要領等に 関するもの	交付手続きに 関するもの	履行確認、成 果に関するも の	計
平成 22 年度	29		9		9 (5)

(注) 一件の補助金等で複数項目を指摘したものもある。計欄の( )内は指摘した補助金の実数。

(5) 事務費の執行

ア 旅費

522 件(海外出張 4 件を含む)を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、旅行命令書に補助事業名が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが 7 件、復命書の記載が不十分など復命書に関するもの 18 件と、合計 25 件(前年度 70 件)が見受けられた。

〔改善を要する旅費の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	旅行命令時の 手続きに関するもの (*1)	精算手続きに 関するもの	復命書に関するもの (*2)	計
本庁部局等	183	1	0	8	9 (9)
地域機関	339	6	0	10	16 (16)
合 計	522	7	0	18	25 (25)
(参考) 平成 21 年度	572	29	25	16	70 (62)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の( )内は指摘した出張の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(\*1)旅行命令書に補助事業名が記載されていない、事前に旅行命令権者の特別承認がされていない 等

(\*2)復命書の記載が不十分 等

#### イ 物品等購入の年度末予算執行状況等

支出負担行為起案日を遡及して事務処理を行っている事例や同種の物品等を不必要に分割発注している事例などが見受けられた。

また、消耗品を年度末に購入する比率が高い所属があり、計画的な予算執行とはいえない事例も見受けられた。

#### (6) 扶養手当等の認定事務等

平成 22 年度から、扶養手当等の認定事務等について、病院事業庁、警察本部を除いて総務部総務事務室での事務処理を行うこととなった。

扶養手当においては所得証明書や住民票等の添付もれなどが、住居手当においては家賃支払証明書類等の添付もれなどが見受けられた。また、通勤手当においては、通勤経路、通勤距離に疑義があるものが見受けられた。また、扶養手当等の認定事務及び事後確認に関して、職員に対する周知徹底が不十分なことによる提出書類の未添付が多かった。

#### (7) 財産管理等の状況

##### ア 金品亡失

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失について、今年度監査において、パソコンの損傷や公用携帯電話の損傷・紛失、カメラ・テレビの損傷など職員の不注意に起因するものが見受けられた。

##### イ 基金

基金については、平成 22 年度末で 39 基金、残高計約 1,054 億 3,209 万円であるが、23 年度監査においては、22 年度中に廃止となった 2 基金(三重県交通災害共済事業基金、離島漁業再生支援交付金事業基金)も含め 41 基金について監査を実施した。

その結果、適切に積み立てられていないものや、活用が図られていないものが

見受けられた。

#### ウ 貸付金

貸付金については、一般会計と特別会計の 29 貸付金を抽出して、監査を実施した。

その結果、未収金対策に関して今後の発生防止や連帯保証人への請求について検討を要するものや、事務手続きに関して貸付事務委託契約における個人情報の保護に関する規定もれが見受けられた。

#### (8) 事務管理体制

支出事務においては、確認不足による支払金額や支払先の誤りなどが、収入事務においては、収納誤りや現金収納遅延などがあり、不適切な事務処理が見受けられた。

#### (9) 交通事故

職員による公用車での交通事故については、道路上の事故だけでなく、駐車場において車を移動中に車庫の柱に接触したなどの、職員の不注意による自損事故の発生が見受けられた。また、人身にかかる事故も見受けられた。

#### (10) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

本県においては、23 年 9 月 30 日現在、16 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 252 団体存在している。

〔所管する従前の法人数〕 23.9.30 現在 (単位：団体)

箇所名	団体数	箇所名	団体数
政策部	8	環境森林部	13
総務部	3	農水商工部	36
防災危機管理部	3	県土整備部	11
生活・文化部	40	教育委員会	64
健康福祉部	67	警察本部	7
合 計			252

### 3 監査の意見

#### 政策部

##### 1 事業の執行に関する意見

###### (地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査進捗率は平成22年度末 8.21%で、全国平均49%よりも著しく低く、また実施中の市町数は、23年度までに県内全市町が着手したものの休止市町が6市町あるため、23年7月現在で23市町となっている。調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減などが期待できるほか、東海・東南海・南海地震が懸念される県内においては、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが大規模災害への備えとして必要であることから、地籍の整備が喫緊の課題となっている。

引き続き、休止市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行う他、公共事業における調査の活用や、民間開発等既存の測量・調査成果を活用して地籍調査の促進を図りたい。(政策企画分野)

###### (水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)

- (2) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。

今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。(政策企画分野)

###### (JR名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保)

- (3) 平成21年10月8日の台風18号によりJR名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、JR東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。

今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討されたい。(政策企画分野)

###### (緊急雇用・経済対策)

- (4) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次(一部、第十三次を含む)にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、雇用情勢についても、持ち直しの動きがあるものの、やはり依然として厳しい状況の中にある。

このため、今後も県内経済及び雇用の実態に注視し、的確に状況を把握しながら、総合的な雇用・経済対策を実施されたい。(政策企画分野)

(大仏山周辺用地の土地利用策の推進)

- (5) 大仏山地域の旧工業団地予定地約 22.2ha は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成 21 年 3 月「大仏山地域土地利用検討協議会」が設置され、新たな土地利用について議論がなされ、22 年 3 月 25 日に開催した同協議会において土地利用の方向がとりまとめられた。さらに 22 年度から調整会議において地理的条件、土地にかかる制約事項、植生調査結果等を踏まえて具体的な利用策について検討が進められているところである。

今後、地元市町、地域住民等と十分連携し、早期に具体的な実施計画を確定できるよう取り組まれない。  
(地域支援分野)

(「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の推進)

- (6) 平成 22 年度一万人アンケートで、「美し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて 83.0%であった。これについては、21 年度の同アンケートの結果においても、合わせて 82.9%であったことを受けて、22 年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。

『「美し国おこし・三重」平成 23 年度実施計画(改訂版)』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。

また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。  
(「美し国おこし・三重」推進室)

(東紀州地域の集客交流の推進、関係者の連携及び効果的・効率的な事業の推進)

- (7) 東紀州地域の集客交流の推進については、平成 22 年 4 月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、滞在・体験型の観光に対応できるよう、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の 5 市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、集客交流拠点施設(熊野古道センター、紀南中核的交流施設)や熊野古道を核とする地域資源を活用しながら様々な取組を進めているところである。

今後、部局横断的な調整機能をより一層発揮の上、各主体との連携を継続し、事業推進に努められない。  
(東紀州対策局)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 地域機関分

(ア) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
伊賀県民センター	(1) 県有施設の目的外使用にかかる光熱水費の徴収において、算定誤りによって歳入戻出を行っていた。

### (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【第22回参議院議員選挙に係るテレビCM作成及び放送業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	地域支援分野
	(2) 【三重県東京事務所接遇研修】 予定価格が設定されていなかった。	東京事務所
イ 旅費	(1) 【三重県政懇話会と連絡調整】 2日目の用務時間の記載がなかった。	美し国おこし・三重
	(2) 【三重サロン参加及び連絡調整】 復命書の記述では2日目の用務内容、用務時間が不明であった。	
ウ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	伊勢県民センター

### (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	経営企画分野
	(2) 使用されていないワープロについて廃棄の検討がされていなかった。	情報化・統計分野
	(3) 行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。	伊賀県民センター
	(4) 行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。	熊野県民センター
イ 金品亡失	(1) 職員住宅（食堂）のテレビの損傷（原因者による原状回復）	伊賀県民センター

項目	内容	箇所名
ウ 基金の運用・執行状況	(1) 【三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金】 平成10年度以降の貸付実績がなく、有効な運用が図られていなかった。	政策企画分野

#### (4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
政策企画分野	(1) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。
地域支援分野	(2) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。
松阪県民センター	(3) 職員駐車場の賃借において、賃借料の算出根拠が示されていないかった。
	(4) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。
伊賀県民センター	(5) 庁舎電話代の算定誤り等による歳出戻入を行っていた。
尾鷲県民センター	(6) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。

#### (5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
地域支援分野	(1) 自損事故（物損額：県 31,815 円）
美し国おこし・三重	(2) 自損事故（物損額：県 126,735 円）
	(3) 自損事故（物損額：県 35,637 円）
	(4) 自損事故（物損額：県 109,177 円）
鈴鹿県民センター	(5) 自損事故（物損額：県 70,000 円）
	(6) 自損事故（物損額：なし）
尾鷲県民センター	(7) 自損事故（物損額：県 36,750 円）

県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。



(6) その他

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で8法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
地域支援分野	(2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」について、進捗状況の情報をホームページ等で提供していなかったため、今後、適正な処理に努められたい。

## 総務部

### 1 事業の執行に関する意見

#### (職員服務規律の徹底)

- (1) 平成 22 年度の懲戒処分については、前年度の 2 名から増加し、3 名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。

これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。

(組織・職員分野)

#### (新たな行財政改革への取組)

- (2) 行財政運営にあたっては、これまで「みえ経営改善プラン(改定計画を含む)」や「平成 22 年度経営改善目標」などにより改善に取り組んできたところであるが、今後も、県民ニーズや時代の変化を踏まえた不断の見直しが求められており、県の新しい総合計画である「みえ県民ビジョン(仮称)」の着実な推進につなげるため、24 年度から 27 年度の 4 年間を取組期間とした新たな行財政改革の取組を 23 年度中に策定することとしている。

この取組の策定にあたっては、県民等への説明や意見聴取を十分に行うとともに、これまでの様々な取組について検証を行い、その結果を反映されたい。

(組織・職員分野)

#### (物品の適正管理)

- (3) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成 22 年度は前年度に比べて 6 件増加しており、187 件の発生と依然として多い状況である。

改めて県有財産の適正管理について職員の自覚を促すとともに、引き続き各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。(組織・職員分野)

#### (持続可能な財政運営の確立)

- (4) 平成 22 年度の県財政は、経常収支比率については 91.0%と前年度に比べて 3.1 ポイント改善されているが、県税収入に多くを期待することが困難な状況の中、県債の残高は年々増加しており、実質公債費比率については 13.0%と前年度に比べて 0.3 ポイント悪化し、悪化傾向に歯止めがかかっていない。

このため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、将来世代に負担を先送りしない財政運営の確立に取り組まれない。

(財政・施設分野)

#### (県税の未収金対策)

- (5) 平成 22 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 6,868,694,733 円であり、前年度に比べて 453,859,972 円(対前年比 93.8%)減少しているものの、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 83.8%（前年度 80.6%）が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。

（財政・施設分野）

（県有施設の有効活用）

(6) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

しかし、前計画（18 年度～20 年度）において、期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている施設を含め課題を有する施設が 9 箇所あるので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

また、23 年度で同計画が終了することから、24 年度以降の新たな計画策定においても、未利用資産の積極的な利活用や施設の適正な維持保全に取り組まれたい。

（財政・施設分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 電気使用料の収入未済額が 18,661 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度
伊勢県民センター	電気使用料	現年度	18,661 円	-
合 計			18,661 円	-

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
鈴鹿県税事務所	(1) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。
	(2) 課税対象外手続きがされた土地について、確認もれによる課税誤りがあった。
	(3) 未登記家屋の課税済確認の不徹底による二重課税があった。
伊勢県税事務所	(4) 不動産取得税徴収猶予にかかる取消伺い手続き及び通知手続きが行われていなかった。
	(5) 不動産取得税において、減額理由の確認が不十分な事例があった。
伊賀県税事務所	(6) 小切手の組戻を行い振出者へ返却した際、返却日付の整理簿への記載漏れがあった。

箇所名	内 容
	(7) 差押動産等保管簿が作成されていなかった。
自動車税事務所	(8) 納期限後 50 日以内に発する必要がある督促状が発送されていなかった。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【三重県法規集データベースシステム更新業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	組織・職員分野
	(2)【時間外・休暇等決裁システム技術支援業務委託】 県に承認を受けることとなっている配属作業員名簿について、承認が行われていなかった。	
	(3)【大型シュレッダー保守点検業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	財政・施設分野
	(4)【鈴鹿庁舎電話交換設備保守点検業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	鈴鹿県民センター
	(5)【三重県鈴鹿庁舎設備管理業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	
	(6)【三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	
	(7)【給与支払報告書等封入作業委託（青色申告分）】 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。	伊賀県税事務所
	(8)【給与支払報告書等封入作業委託（年末調整分）】 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。	
	(9)【法人二税報告書共同発送郵便料（伊賀市分）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(10)【法人二税報告書共同発送郵便料（名張市分）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(11)【たばこ税申告書等発送委託料（伊賀市分）】 執行伺いに履行期間が記載されていなかった。	

項目	内容	箇所名
	(12)【たばこ税申告書等発送委託料(名張市分)】 執行伺いに履行期間が記載されていなかった。	

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
組織・職員分野	(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(3件)。
	(2) 扶養手当の認定にあたり、収入増に伴う扶養認定取り消しの時期が誤っていた(1件)。
	(3) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。
	(4) 扶養手当にかかる認定書類及び事後確認書類が保存されていなかった(1件)。
	(5) 住居手当の認定に誤りがあった(1件)。
	(6) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。
	(7) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(3件)。
	(8) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった(10件)。
	(9) 通勤手当の通勤距離の認定に疑義があった(3件)。
	(10) 通勤手当の認定に誤りがあった(1件)。
	(11) 通勤手当の高速道路利用の認定に疑義があった(1件)。
	(12) 通勤手当の支給にあたり勤務日数を確認する書類が添付されていなかった(1件)。
	(13) 通勤手当において平成22年7月以降の高速道路無料化に関して支給誤りがあった(1件)。
	(14) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。
	(15) 住所変更に通勤届システムへの入力が行われていなかった(1件)。
	(16) 通勤手当の認定距離についてシステムへの入力誤りがあった(1件)。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 行政財産貸付契約において、実績報告が契約で定められた期日までに報告されていなかった。	財政・施設分野
	(2) 普通財産貸付料において、契約終了後も2ヵ年分の徴収を行っていた。	
	(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	桑名県税事務所
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷(修理代100,380円)	組織・職員分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) パソコンの損傷（修理代 100,380 円）	財政・施設分野
	(3) 公用車の損傷（修理代 17,157 円）	
	(4) 公用車の損傷（修理代 24,780 円）	
	(5) 公用車の損傷（修理代 138,191 円）	
	(6) 公用車の損傷（修理代 14,700 円）	
	(7) 公用車の損傷（修理代 52,500 円）	
	(8) 公用車の損傷（修理代 37,432 円）	
	(9) パソコンの損傷（修理代 23,919 円）	鈴鹿県税事務所

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
財政・施設分野	(1) 証明書発行手数料を旧料金で算出していたため歳出戻入を行っていた。
鈴鹿県税事務所	(2) 手数料額の算定根拠となる件数を誤り、誤った金額を資金前渡したため歳出戻入を行っていた。
	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
津総合県税事務所	(4) 支出科目誤りによる歳出戻入を行っていた。
松阪県税事務所	(5) 二重払いによる歳出戻入を行っていた。
伊賀県税事務所	(6) 副安全運転管理者運転経歴交付手数料について、改正前の金額で資金前渡したため歳出戻入を行っていた。
	(7) 第3回の自己検査が期限内に実施されていなかった。
自動車税事務所	(8) 支出命令額を誤って入力したため歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
津総合県税事務所	(1) 人身事故（示談中）

県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内容
組織・職員分野	<p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で3法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。</p>

## 防災危機管理部

### 1 事業の執行に関する意見

(東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し)

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。

本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生の可能性があることから、本年 10 月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。

また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。

(防災危機管理分野)

(東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証)

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。

これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が 324,385 人のところ避難所等に避難した住民は 2,247 人であり、その割合が 0.7% と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。

また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組まれたい。

(防災危機管理分野)

(危機管理にかかる職員の意識醸成)

- (3) 平成 22 年度において、職員の危機管理意識の醸成、リスクマネジメント能力の向上を図るため、各種危機管理研修、リスク把握、リスク評価等を行った。

その結果、22 年度実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の 96.7% から 97.3% と 0.6 ポイント向上したものの、基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、77.5% であり、22 年目標値である 95.0% とは、17.5 ポイントの乖離があった。

県政運営のマネジメントのベースのひとつである危機管理は、基本的には職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであることから、危機管理の推進を所管する防災危機管理部において、今後も一層職員の意識改善に取り組まれたい。

(防災危機管理分野)



## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 証紙事務において、申請受付日と証紙の消印日が異なっているものがあった。
	(2) 証紙事務において、調定決議の日が証紙の消印日と異なるものがあった。

### (2) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	防災危機管理分野
	(2) 物品表示票が貼付されていない備品があった。	
	(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	消防学校
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（損傷額 132,817 円）	防災危機管理分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 0 円）	

### (3) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
消防学校	(1) 財務会計システムに登録されている行政財産の目的外使用の債務者情報に脱字があった。

### (4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 自損事故（物損額：県 66,150 円）
	(2) 自損事故（物損額：県 107,845 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 62,944 円）

	(4) 物損事故 (負担割合 : 県 100%) (物損額 : 県 0 円 相手 226,800 円)
--	--

県費負担の発生しないもの (相手方全額負担等) を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(5) その他

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 3 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

## 生活・文化部

### 1 事業の執行に関する意見

#### (私立学校施設の耐震化)

- (1) 平成22年度末において、県内私立学校における昭和56年以前建築の建物110棟中、耐震化済は76棟、耐震診断済は86棟であり、耐震化率については86.4%と公立学校よりも9.2ポイント低いものとなっている。

東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。  
(経営企画分野)

#### (新博物館の整備)

- (2) 新博物館の整備については、平成22年3月の県議会において附帯決議が決議され、11月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる7つの項目と博物館づくりの3つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。

整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる7項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。

また、新たに加えられた3つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれたい。

(文化・生涯学習分野)

#### (緊急雇用・経済対策)

- (3) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次(一部、第十三次を含む)にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

こうした中で、雇用情勢については、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

このため引き続き、23年度の緊急的な雇用・経済対策の考え方に基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。  
(勤労・生活分野)

#### (障がい者雇用)

- (4) 平成22年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、2年連続で全国ワースト1位となっている。

経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組を実施しているが、今後は国、関係機関等との連携をさらに進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。  
(勤労・生活分野)

(交通事故防止)

- (5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 22 年において人身事故件数は 11,275 件で前年より 97 件減少し、負傷者数も 14,878 人で前年より 248 人減少している。しかし、交通事故死者数については、長期的には減少傾向にあるものの、22 年は 135 人と前年より 23 人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の半数以上を占めている。

高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者を中心とした交通弱者（歩行者及び自転車利用者）に重点を置いた事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。（勤労・生活分野）

(みえ災害ボランティア支援センターへの支援)

- (6) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う支援活動のため、3 月 14 日に「みえ災害ボランティア支援センター」が発足し、4 月 1 日以降 4 次にわたる被災地への先遣隊派遣や、ボランティアバスの企画・募集・実施を行っている。

支援センターの運営は構成団体からの支援により実施され、県も構成員として事務局職員の人件費やバス運行経費を負担しているが、支援活動が長期化する見込みでありかつ被災地の要望は時々刻々と変化するため柔軟な対応が求められる。

このため、支援センターが必要に応じて新たな取組に対応できるよう、県においても支援体制を整え連携して被災地域への支援に取り組まされたい。

(人権・社会参画・国際分野)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が 43,076,292 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 530,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。

(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 278,000 円（対前年度比 93.6%）あり、前年度と比べて 19,000 円減少しているものの、今後もその収納促進に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
勤労・生活分野	中小企業従業員住宅家屋貸下料	過年度 19,426,256 円	過年度 19,501,256 円
	滞納処分費納付金	過年度 23,650,036 円	過年度 24,105,036 円
人権・社会参画・国際分野	専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金	過年度 210,000 円	過年度 218,000 円
	妊産婦出産費補助金返還金	過年度 68,000 円	過年度 79,000 円
文化・生涯学習分野	文化会館使用料	-	過年度 110,000 円
合 計		43,354,292 円	44,013,292 円

(ウ)収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。

箇所名	内容
文化・生涯学習分野	(1) 建物使用料において月割計算の際の端数処理を誤っていたため、歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【平成 22 年度拠点間連携による多彩な文化機会提供事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	文化・生涯学習分野
	(2) 【平成 22 年度次世代の文化体験活動推進事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 必要な金額の印紙が貼付されていなかった。	勤労・生活分野
	(4) 【NPO活動基盤強化事業業務委託】 執行伺いが未作成で、出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が複数件まとめて作成されていた。	人権・社会参画・国際分野
	(5) 【平成 22 年度外国人住民への情報提供事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(6) 【平成 22 年度災害時外国人住民支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(7) 【平成 22 年度「人権講演会」講師派遣業務委託】 予定価格が設定されていなかった。	四日市県民センター
	(8) 【心に訴える啓発放送委託】 委託先の個人情報の管理体制の把握が不十分であった。	人権センター
	(9) 【県立博物館移動展示受付・監視等業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	博物館
	(10) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	斎宮歴史博物館
	(11) 【斎宮歴史博物館受付業務】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	

項 目	内 容	箇 所 名
イ 補助金	(1) 【隣保館運営費等補助金】 ・平成 21 年度補助金の精算にかかる実績報告書が期限までに提出されていなかった。 ・概算払精算書の精算額と実績報告書の精算額が一致していないものがあつた。	人権センター

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 保管転換を行った際に、財務会計システム上の処理が遅れ年度をまたいでいるものがあつた。	文化・生涯学習分野
	(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	人権センター
	(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。	博物館
	(4) 入場券、招待券等の実数が台帳上の在庫と整合していなかった。	斎宮歴史博物館
イ 金品亡失	(1) 所在不明図書（22 冊 取得価格 78,677 円）	図書館

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
勤労・生活分野	(1) 使用料及び賃借料において支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
人権・社会参画・国際分野	(2) 単価契約による筆耕翻訳料において、支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
津高等技術学校	(3) 委託料、備品購入費の一部で、支出負担行為は行われているものの、財務システム上での整理が遅延しているものがあつた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
勤労・生活分野	(1) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 185,710 円）
四日市県民センター	(2) 自損事故（物損額：県 46,095 円）

県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(6) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で40法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

## 健康福祉部

### 1 事業の執行に関する意見

#### (食の安全・安心の取組)

- (1) 食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成 22 年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているため、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。

また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。(健康・安全分野)

#### (災害時医薬品の確保)

- (2) 災害時に必要となる外科系救急医薬品の備蓄を三重県医薬品卸売業者に委託するとともに、直轄で津市内、志摩市内及び熊野市内で備蓄をしているが、平成 23 年の台風 12 号による水害で、熊野保健福祉事務所に備蓄していた薬品の一部が被害を受けた。

震災等の災害時の医薬品確保のため、委託先を含め備蓄場所の再点検を行うとともに、必要があれば備蓄場所の見直し等を検討されたい。(健康・安全分野)

#### (がん対策の推進)

- (3) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し、重点課題である「地域がん登録」を平成 23 年 7 月から実施するなど鋭意取り組んでいるが、依然として早期発見につながる「がん検診」の受診率について、乳がん検診受診率が全国 36 位(平成 21 年度)であるなど、全国水準より低位となっている。

引き続き、市町や医療関係機関等と連携し、検診の重要性などの啓発活動等を実施して、受診率の向上に取り組まれたい。(保健・医療分野)

#### (医師・看護職員確保の取組)

- (4) 県は医師や看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医師キャリアサポートシステムやナースバンク制度等に取り組んでいるが、県内の医師・看護職員数は、人口 10 万人あたりの施設従事医師数が全国 38 位(平成 20 年末現在)、看護師従事者数が全国 38 位(平成 22 年末現在)であるなど、全国平均を下回っている。

引き続き、人材確保対策や医師のキャリア形成支援等を充実させ、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制の確保に努められたい。

(保健・医療分野)

#### (救急医療体制の整備)

- (5) 救急医療体制において、地域によっては二次輪番制の維持が困難な状況となっている。

医師の確保が困難な中、限られた医療資源のもと迅速で的確な救急搬送が行われるよう、地域医療再生計画に基づく医療機関の機能分化と連携を促すとともに、二次輪番病院への機能強化に向けた支援を行い、救急搬送や受入が円滑に行われるよう体制



の強化等に努められたい。

(保健・医療分野)

(災害医療体制の再構築)

- (6) 三重県災害医療対応マニュアルは、平成 22 年 4 月 1 日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。

また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。

(保健・医療分野)

(介護サービス基盤の整備促進)

- (7) 少子高齢化が進む中、平成 22 年 9 月現在、特別養護老人ホームへの入所申込者数は 10,842 人で、そのうち重度で、自宅での介護を受けている人は 2,240 人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。

入所の必要性の高い人が待機することなく、特別養護老人ホームなどの施設サービスを円滑に享受できるよう、引き続き特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携して介護保険事業支援計画等に基づく施設整備を着実に進められたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の居住支援)

- (8) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成 22 年度末の目標数が 1,292 人であるところ、実績値が 1,064 人の現状である。

障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の就労支援)

- (9) 企業等への就労(一般就労)へ移行した障がい者数は、平成 22 年度における年間目標数が 102 人のところ 60 人とどまっていることから、障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を支援するため、各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。

さらに、一般就労をしても、人間関係や意思疎通の難しさから就労が継続できない障がい者も少なくないことから、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による障がい者と健常者が共に働き、社会的・経済的自立をめざす次世代のモデル企業(社会的事業所)など、多様な就労の場の提供についても、関係部局や市町などと検討を進められたい。

(福祉政策分野)

(保育等のサービスの充実)

- (10) 保育ニーズが多様化する中で、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後児保育などの特別保育を推進するため取り組んでいるが、それぞれの地域の諸事情等もあって、市町における各種保育(預かり)サービスの事業実施率が目標 75%であるところ 71%であり、目標を下回っている。

また、東日本大震災発生後にも、電力不足に対応するための工場の土日稼働による休日保育等を要望されていることから、そのような新しいニーズにも柔軟に対応していくことも必要となってきた。

放課後児童対策の対象児童や保育園等入所待機児童は、地域事情等により地域に偏在していることなどからも、地域のニーズや課題を実施主体である市町や保育関係者等と常に共有し、支援していくことにより、引き続き、子育て環境の整備に取り組まれない。

(こども局)

(要保護児童対策体制の連携・強化)

- (11) 深刻化する児童虐待問題に対応するためには、各児童相談所と市町、警察、教育機関などの関係機関とが情報共有を図り、認識の相違などが生じないように取り組んでいく必要がある。特に、要保護児童に対する適切な支援などを実施するために関係機関等で構成される「市町要保護児童対策地域協議会」の活動が重要であり、同協議会を基軸とした関係機関間のさらなる連携強化に努められたい。

また、平成 22 年 4 月に発生した鈴鹿市重篤事案では「県児童虐待重篤事例検証委員会」で検証が行われ、その検証結果を踏まえた再発防止対応策が実施されてきているが、今後も、要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、担当職員への専門研修等の充実を図るなど、再発防止に向けての取組をより一層推進されたい。

(こども局)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

- (ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 487,922,850 円(対前年比 101.2%)あり、前年度と比べ 5,665,153 円増加しているので、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	通勤手当返還金	-	過年度 89,550 円
保健・医療分野	歯科技工士修学資金貸付金返還金	現年度 144,000 円	-
	看護師養成貸付金返還金	現年度 599,000 円 過年度 3,594,000 円 計 4,193,000 円	現年度 726,000 円 過年度 3,594,000 円 計 4,265,000 円

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
	医師修学資金等貸付金返還金	現年度 - 過年度 6,000,000 円 計 6,000,000 円	現年度 8,000,000 円 過年度 - 計 8,000,000 円
福祉政策分野	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度 29,395,357 円	過年度 32,049,536 円
	障害者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度 19,706,289 円	過年度 20,147,289 円
	介護福祉士修学資金貸付金返還金	現年度 133,200 円 過年度 110,000 円 計 243,200 円	現年度 54,000 円 過年度 125,000 円 計 179,000 円
	心身障害者扶養共済事業負担金	現年度 1,404,080 円 過年度 12,067,165 円 計 13,471,245 円	現年度 1,884,580 円 過年度 11,205,985 円 計 13,090,565 円
	身体障害者総合福祉センター使用料	過年度 64,000 円	過年度 64,000 円
	心身障害者扶養共済給付金返還金	現年度 0 円 過年度 450,000 円 計 450,000 円	現年度 80,000 円 過年度 420,000 円 計 500,000 円
こども局	児童扶養手当返還金	現年度 801,460 円 過年度 18,263,641 円 計 19,065,101 円	現年度 1,751,920 円 過年度 18,253,121 円 計 20,005,041 円
	養育医療等追加納付金等	現年度 3,150 円 過年度 23,226 円 計 26,376 円	現年度 - 過年度 25,226 円 計 25,226 円
	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	現年度 40,073,526 円 過年度 355,090,756 円 計 395,164,282 円	現年度 42,817,324 円 過年度 341,025,166 円 計 383,842,490 円
合計		487,922,850 円	482,257,697 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
こども局	(1) 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務処理誤りによる歳入戻出を行っていた。
	(2) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業費負担金の徴収事務について、滞納が発生した時点で、滞納整理の過程を記録していなかった。

#### イ 地域機関分

(ア) 収入未済額が 142,926,744 円(対前年比 105.1%)あり、前年度と比べ 6,879,784 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
桑名保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 227,198 円 過年度 3,828,503 円 計 4,055,701 円	現年度 386,755 円 過年度 3,642,691 円 計 4,029,446 円		
鈴鹿保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 68,297 円 過年度 605,353 円 計 673,650 円	現年度 36,226 円 過年度 626,353 円 計 662,579 円		
津保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 - 過年度 16,040,418 円 計 16,040,418 円	現年度 9,600 円 過年度 17,511,716 円 計 17,521,316 円		
松阪保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 2,163,041 円 過年度 7,120,322 円 計 9,283,363 円	現年度 4,093,520 円 過年度 3,215,427 円 計 7,308,947 円		
伊勢保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 7,327,437 円 過年度 26,218,205 円 計 33,545,642 円	現年度 2,716,540 円 過年度 24,240,065 円 計 26,956,605 円		
伊賀保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 2,986 円 過年度 15,215,764 円 計 15,218,750 円	現年度 6,038 円 過年度 15,523,923 円 計 15,529,961 円		
尾鷲保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 430,000 円 過年度 2,266,300 円 計 2,696,300 円	現年度 793,271 円 過年度 2,242,197 円 計 3,035,468 円		
熊野保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 2,917,618 円 過年度 1,994,718 円 計 4,912,336 円	現年度 80,000 円 過年度 2,234,718 円 計 2,314,718 円		
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 9,878,602 円 過年度 40,328,950 円 計 50,207,552 円	現年度 9,998,441 円 過年度 42,549,260 円 計 52,547,701 円		
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度 640,200 円 過年度 2,187,050 円 計 2,827,250 円	現年度 488,700 円 過年度 2,251,277 円 計 2,739,977 円		
障害者相談支援センター	知的障害者福祉センターはばたき使用料	-	過年度 17,500 円		
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター保護費負担金等	現年度 72,310 円 過年度 750,200 円 計 822,510 円	現年度 128,960 円 過年度 967,870 円 計 1,096,830 円		
小児心療センターあすなる学園	あすなる学園使用料等	現年度 1,005,063 円 過年度 1,638,209 円 計 2,643,272 円	現年度 1,426,323 円 過年度 859,589 円 計 2,285,912 円		
合 計		142,926,744 円	136,046,960 円		

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津保健福祉事務所	(1) 生活保護費返還金にかかる徴収事務の一部で、督促状を送付した経緯が確認できなかった。

箇所名	内容
松阪保健福祉事務所	(2) 生活保護費返還金等にかかる徴収事務の一部で、督促状発行簿の作成や督促状を発送した経緯が確認できなかった。
伊勢保健福祉事務所	(3) 生活保護費返還金の不納欠損処理で、一部の法定相続人の相続放棄の確認がなされていなかった。
熊野保健福祉事務所	(4) 行政財産の貸付料の算出に誤りがあり、歳入戻出を行っていた。
児童相談センター	(5) 滞納整理台帳が作成されていないものがあった。
	(6) 収入事務の誤りにより歳入戻出を行っていた。
あすなる学園	(7) 使用料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。

## (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1) 【8020 運動推進特別事業委託】 実施の決裁や仕様書にある事業名と契約書や額の確定書にある事業名が異なっていた。	保健・医療分野
	(2) 【地域災害・救急医療情報システム運営委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。	
	(3) 【母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	こども局
	(4) 【ひとり親日常生活支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(5) 【子ども虐待防止キャンペーン啓発業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(6) 【結核接触者健康診断】 契約書に個人情報の保護に関する事項が記載・添付されていなかった。	松阪保健福祉事務所
	(7) 【平成 22 年度メタボリックシンドローム予防戦略事業業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	伊勢保健福祉事務所
	(8) 【デート DV 防止研修会にかかる業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(9) 【児童記録システム保守管理業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	児童相談センター
	(10) 【児童記録システム動作検証業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	た。	
	(11)【中勢児童相談所浄化槽維持管理業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	
	(12)【北勢児童相談所清掃業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。	
	(13)【北勢児童相談所環境管理業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。	
	(14)【児童相談センター特殊建築物等定期点検調査業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。	
	(15)【警備業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・予定価格を税抜き価格で記載していた。	国児学園
	(16)【浄化槽維持管理業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・予定価格を税抜き価格で記載していた。 ・事業者選定において、事業者選定要領に定める事業者数を満たしていなかった。	
	(17)【自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・予定価格を税抜き価格で記載していた。	
	(18)【自閉症・発達障害者支援センター運営事業業務委託】 出納の事前検査の証拠書類が添付されていなかった。	障害者相談支援センター
イ 補助金	(1)【健康増進事業補助金】 ・履行確認を決算書抄本で行うべきところ、予算書抄本で行っているものがあつた。 ・履行確認について、事業実績書の内訳や積算根拠の詳細を確認していなかった。	保健・医療分野
	(2)【民生委員組織活動費補助金】 ・状況報告書が提出されていなかった。 ・概算払精算書が提出されていなかった。 ・実績報告書が期限までに提出されていなかった。	松阪保健福祉事務所
ウ 旅費	(1)【家畜防疫（口蹄疫）派遣業務】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった	健康・安全分野

項目	内容	箇所名
	た。	
	(2)【ハンセン病療養所入所者訪問事業】 復命書に用務終了時間が記載されていなかった。	保健・医療分野
	(3)【全国地方自治体保健所等の青少年エイズ対策推進プログラム】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。	鈴鹿保健福祉事務所
	(4)【「家族をどう援助するか」研修会】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。	
	(5)【高校生の3者懇談】 自家用車の使用承認を受けていなかった。	国児学園

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
児童相談センター	総務事務システムへの勤務実績の入力遅れにより、報酬を翌月分とあわせて支払っていた。
国児学園	勤務実績が出勤簿と相違しているものがあつた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	健康・安全分野
	(2) 物品表示票が貼付されていない備品があつた。	保健・医療分野
	(3) 一部の備品が所在不明となつていた。	
	(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	福祉政策分野
	(5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	こども局
	(6) 一部の備品が所在不明となつていた。	鈴鹿保健福祉事務所
	(7) 物品表示票が貼付されていない備品があつた。	伊勢保健福祉事務所
	(8) 使用できない焼却炉が処分されていなかった。	児童相談センター
	(9) 公有財産定期報告が提出されていなかった。	松阪食肉衛生検査所
	(10) 備品の物品標示票が剥がれていてた。	こころの健康センター
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（修理代 123,270 円）	福祉政策分野
	(2) パソコンの損傷（修理代 113,610 円）	こども局

項目	内容	箇所名
ウ 基金の運用・執行状況	(1) 三重県災害救助基金の積立額が法定積立最少額に達していなかった。	経営企画分野
エ 貸付金の執行状況	(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人等への法的責任の説明や弁済の意思確認が十分に行われていないものがあった。	こども局

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
健康・安全分野	(1) 支出科目誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津保健福祉事務所	(2) 育成医療治療用装具費用の算定誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
松阪保健福祉事務所	(3) 被爆者健康診断費用の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(4) 生活保護費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
伊勢保健福祉事務所	(5) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
尾鷲保健福祉事務所	(6) 特定疾患医療費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
児童相談センター	(7) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。
	(8) 公金取扱口座に平成22年度以前に発生した利子が未処理のまま残っていた。
	(9) 公金取扱口座に入金された負担金が速やかに処理されていなかった。
国児学園	(10) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。
あすなる学園	(11) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(12) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 自損事故（物損額：県 99,645 円）
福祉政策分野	(2) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 4,515 円 相手 175,214 円）
鈴鹿保健福祉事務所	(3) 人身事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 185,699 円 相手 200,000 円） （治療費等：相手 1,200,000 円）
津保健福祉事務所	(4) 自損事故（物損額：県 49,749 円）
	(5) 自損事故（物損額：県 27,825 円）



箇所名	内 容
	(6) 人身事故 (負担割合: 県 80%・相手 20%) (物損額: 県 46,200 円 相手 23,000 円) (治療費等: 相手 125,615 円)
伊勢保健福祉事務所	(7) 自損事故 (物損額: 県 156,586 円)
伊賀保健福祉事務所	(8) 自損事故 (物損額: 県 14,721 円)
尾鷲保健福祉事務所	(9) 自損事故 (物損額: 県 706,157 円)
	(10) 自損事故 (物損額: 県 14,322 円)
児童相談センター	(11) 自損事故 (物損額: 県 50,317 円)
	(12) 自損事故 (物損額: 県 144,312 円)
	(13) 自損事故 (物損額: 県 84,404 円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

#### (7) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計	(1) 平成 22 年度決算において、歳入の事業収入にあたる学園事業費負担金と学園使用料の合計額は対前年比 26,647,735 円増の 760,921,246 円となっており、一般会計からの繰入金は、対前年比 20,045,215 円 (8.3%) 増の 262,473,714 円となっている。 新規外来患者数については、目標数値に至ってないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努めるとともに、施設が老朽化していく中で、今後の施設の方向性等について、総合的に検討されたい。

#### (8) その他

箇所名	内 容
経営企画分野 健康・安全分野 保健・医療分野 福祉政策分野 こども局	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 67 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までに移行等が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

## 環境森林部

### 1 事業の執行に関する意見

(不法投棄事案等の監視・指導体制の強化)

- (1) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。

県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まれない。

また、依然として未撤去のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。(循環型社会構築分野)

(地球温暖化対策)

- (2) 平成 22 年度を最終年度とする三重県地球温暖化推進計画における温室効果ガス総排出量は、20 年度実績(直近値)で基準年度(平成 2 年度)に比べ、10.5%増加し、さらに 22 年度目標からも大きく上回っている状況にある。

こうした中、次期計画である三重県地球温暖化対策実行計画については、その策定が遅れているところである。

次期計画を早期に策定するとともに、温室効果ガスの排出量削減に向け、県民や事業者等が取り組むべき日常生活における省エネ・省資源の活動等の取組が、より身近な取組となるよう、普及啓発に一層取り組まれない。(地球環境・生活環境分野)

(森林環境創造事業の計画見直し)

- (3) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も 55.2%と低下している。

こうした現状を踏まえ、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等への PR などの取組に努めているものの、達成率が減少し続けている状況であることから、実現可能な事業実施面積や目標値の見直しにかかる検討を進められたい。(森林・林業分野)

(鳥獣害対策)

- (4) 平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているので、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい(森林・林業分野)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

(ア) 産業廃棄物不適正処理代執行費用等の収入未済額が、1,906,250,679円(対前年度比115.7%)あり、前年度と比べて259,176,893円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等の収入未済額が15,442,526円(対前年度比159.2%)あり、前年度と比べて5,745,000円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
循環型社会構築分野	産業廃棄物不適正処理代執行費用	現年度 259,554,266 円 過年度 1,646,137,786 円 計 1,905,692,052 円	現年度 135,223,517 円 過年度 1,511,850,269 円 計 1,647,073,786 円
	P C B 廃棄物事務管理費用	現年度 558,627 円	-
森林・林業分野	林業改善資金貸付金償還金収入等	現年度 5,900,000 円 過年度 9,542,526 円 計 15,442,526 円	現年度 - 過年度 9,697,526 円 計 9,697,526 円
合 計		1,921,693,205 円	1,656,771,312 円

(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
森林・林業分野	(1) 狩猟者登録申請手続きにおいて、三重県収入証紙消込日は押印されていたが、申請書の受理印が押印されていなかった。

#### イ 地域機関分

(ア) 前払金返還利息の収入未済額が1,105,722円(対前年度比105.5%)あり、前年度と比べて57,836円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
四日市農林商工環境事務所	前払金返還利息	現年度 57,836 円	-
伊勢農林水産商工環境事務所	前払金返還利息	過年度分 508,070 円	過年度分 508,070 円
熊野農林商工環境事務所	前払金返還利息	過年度 539,816 円	過年度 539,816 円
合 計		1,105,722 円	1,047,886 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津農林水産商工環境事務所	(1) 狩猟免許申請にかかる受験手数料の過誤納付により歳入戻出を行っていた。
伊勢農林水産商工環境事務所	(2) 情報公開文書複写料の過納により歳入戻出を行っていた。
伊賀農林商工環境事務所	(3) 情報公開文書複写料の過納により歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務】 再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。	経営企画分野
	(2)【環境総合情報システム改修】 ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。 ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。	
	(3)【三重県環境森林部人権啓発推進員研修業務委託】 ・予定価格調書が作成されていなかった。 ・随意契約理由書の適用条項が誤っていた。	
	(4)【存在承認（アクリリジメント）スキル研修業務】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(5)【平成 22 年度環境森林部経営品質実践講座に係る委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(6)【ごみゼロフォーラム会場設営等業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	循環型社会構築分野
	(7)【平成 22 年度 大矢知・平津事案 廃棄物埋設区域確認調査業務】 再委任の承認書で規定する委任先が 2 者以上となった場合の再委任先の一覧表が作成されていなかった。	
	(8)【平成 22 年度 中華人民共和国河南省産業公害防止技術移転研修業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・入札指名者決定通知書の日付漏れがあった。	地球環境・生活環境分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(9)【平成 22 年度 M-EMS 普及モデル事業】 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	
	(10)【三重県地域温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】 ・契約書に個人情報の適正管理の確保に関する条項がなかった。 ・見積書の日付に誤りがあるのに是正依頼をせず以後の手続きを行っていた。	
	(11)【平成 22 年度 大杉谷登山歩道維持管理業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	森林・林業分野
	(12)【平成 22 年度 三重県上野森林公園管理業務委託】 契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。	
	(13)【ごみゼロ交流会 in 丹生川っこ祭り講師代】 支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。	桑名農政環境事務所
	(14)【平成 22 年度県行造林管理巡視事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	伊賀農林商工環境事務所
	(15)【平成 22 年度 管内現場技術業務委託】 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	熊野農林商工環境事務所
	(16)【平成 22 年度森林荒廃地等現況調査事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
イ 国補工事	(1)【復旧治山事業 第 23 号工事】 「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が未作成であり、業者に対して送達されていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
ウ 県単工事	(1)【桑名市五反田地内(員弁川左岸)鋼矢板設置工事】 施工体制チェックリストへの記載漏れがあった。	循環型社会構築分野
	(1)【御殿場海岸地区 海岸松林維持管理事業第津 - 1 号工事】 設計変更に至る経緯が打合せ簿等で明文化されていなかった。	津農林水産商工環境事務所
	(2)【自然災害防止事業(県単)第松 - 8 号工事】 発注に先立つ当初設計時の現場状況の把握が不十分であった。	松阪農林商工環境事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【自然災害防止事業(県単)第上-3号工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが 設計書に添付されていなかった。	伊賀農林商工環 境事務所
	(4)【自然災害防止事業 第尾-3号事業】 設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量 が異なっていた。	尾鷲農林水産商 工環境事務所
	(5)【自然災害防止事業 第熊-17号工事】 設計変更先立つ工事打合せ簿が交わされてい なかった。	熊野農林商工環 境事務所
工 補助金	(1)【森林整備促進事業費補助金】 交付額の算定を誤っていた。	尾鷲農林水産商 工環境事務所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
熊野農林商工環 境事務所	(1) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分なものがあつた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 貸付期間終了後も撤去されず存置されたままに なっている物件があつた。	森林・林業分野

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
森林・林業分野	(1) 条例で支払対象外となっている審議会委員に対する報酬の誤払いに よる歳出戻入を行っていた。
伊賀農林商工環 境事務所	(2) 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。
尾鷲農林水産商 工環境事務所	(3) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
林業研究所	(4) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
松阪農林商工環境事務所	(1) 自損事故(物損額: 県 72,660 円)
伊勢農林水産商工環境事務所	(2) 自損事故(物損額: 県 52,973 円)
尾鷲農林水産商工環境事務所	(3) 自損事故(物損額: 県 23,100 円)
熊野農林商工環境事務所	(4) 自損事故(物損額: 県 15,750 円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 13 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

## 農水商工部

### 1 事業の執行に関する意見

(三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定)

- (1) 県では、農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念を定め、県の責務と農業者等の役割を明確にすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 12 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を制定したところである。

現在、この条例に規定した基本理念や施策等の実現への道筋を明らかにするため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)」を策定中であるが、引き続き、関係者との協議を行い、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン(仮称)」の検討状況とも整合を図りつつ、23 年度中の策定を目指し、関係室が一体となって着実に取り組まれない。(農産振興分野)

(認定農業者等中核的経営体の確保・育成)

- (2) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数 2,700経営体(集落営農組織含む)に対し22年度末実績は 2,359経営体(集落営農組織等含む)であり、認定農業者等への農用地利用集積率についても、22年度末の目標33.0%に対し実績は31.9%といずれも未達成となっている。

このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。(農産振興分野)

(高病原性鳥インフルエンザへの対応)

- (3) 平成 23 年 2 月に県内で高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他農場への広がりはなく終息した。

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるので、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を図られたい。(農産振興分野)

(農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保)

- (4) 県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。

今後も、先進的な G A P 手法(農業生産工程管理の手法)の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。

また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。(農産振興分野)



(鳥獣害対策)

- (5) 平成 21 年度に農水商工部と環境森林部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。
- しかしながら、鳥獣害による農林水産物の被害は年々増加しているため、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、モデル集落の育成をさらに進めるなど、より効果的な鳥獣害対策を推進されたい。
- (農業基盤整備分野)

(土地改良施設の譲渡)

- (6) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路等の土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡することとなっており、阻害要因を把握して譲渡を進めてきたところである。
- しかし、平成 23 年 3 月末現在で 162 地区が未譲渡であるため、今後、さらに計画的に譲渡手続きを進められたい。
- (農業基盤整備分野)

(漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)

- (7) 平成 22 年 10 月 19 日に開催した第 8 回漁協大会において、県内の沿海地区漁業協同組合は、組合の経営基盤の強化に向けて 26 年度に 1 漁協に統合する決議を行い、23 年 7 月現在で尾鷲地区の 3 漁協が合併し、22 漁協となっている。
- 今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれたい。
- (水産振興分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (8) 県では、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、第七次～第十二次(一部、第十三次を含む)にわたり総額 438 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。
- しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。
- このため引き続き、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。
- (商工・科学技術振興分野)

(鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)

- (9) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在民間企業や行政機関等の入居がなく、施設の多くのスペースが空室となっている状況である。
- 貸館については、平成 22 年度は前年度と比較し、利用件数・稼働率等は増加しているものの、施設の利用促進に向け幅広い検討を進めるとともに、政策部や環境森林部など関係部局とも協議し、さらに鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議等でも積極的に議論して対応等を検討するなど、同施設の有効活用に取り組まれたい。
- (商工・科学技術振興分野)

(観光客満足度の向上)

(10) 平成22年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、21年度結果と比べ全体で2.5ポイント増加して61.8%となったが、22年度目標値75.0%には達しなかった。

今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。  
(観光局)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

##### (ア) 貸付金

中小企業者等支援資金の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約3千5百万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で3,309,088,445円と依然として多額の未収金が残っている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き、適切な債権管理を行われたい。

箇所名	収入未済科目等	平成22年度		平成21年度	
農産振興分野	農業改良資金貸付金償還金	現年度	6,488,211円	現年度	7,782,000円
		過年度	43,388,954円	過年度	50,585,954円
		計	49,877,165円	計	58,367,954円
水産振興分野	沿岸漁業改善資金貸付金償還金	現年度	4,440,000円	現年度	2,220,000円
		過年度	27,177,549円	過年度	25,741,589円
		計	31,617,549円	計	27,961,589円
商工・科学技術振興分野	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	現年度	76,751,991円	現年度	149,608,617円
		過年度	3,150,841,740円	過年度	3,108,050,241円
		計	3,227,593,731円	計	3,257,658,858円
合計		3,309,088,445円		3,343,988,401円	

##### (イ) その他の収入未済

施設使用料等(地方卸売市場)及び県営サンアリーナ使用料の収入未済額が11,410,980円あり、前年度と比べて減少していないので、今後もその収納促進に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	談合弁償金	過年度 83,598,377 円	過年度 102,753,593 円
農産振興分野	施設使用料等(地方卸売市場)	過年度 6,014,514 円	過年度 6,104,514 円
観光局	県営サンアリーナ使用料	過年度 5,396,466 円	過年度 5,396,466 円
合 計		95,009,357 円	114,254,573 円

(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
観光局	(1) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあつた。

#### イ 地域機関分

(ア) 契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
伊勢農林水産商工環境事務所	契約違約金返還利息	過年度 383,668 円	現年度 89,668 円 過年度 294,000 円 計 383,668 円
合 計		383,668 円	383,668 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
計量検定所	(1) 検査手数料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

#### (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託は特命随意契約	(1) 【県民の日「地産地消ふるまいイベント」業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	経営企画分野
	(2) 【高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う車両消毒業務委託(紀宝町)】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	農産振興分野
	(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託(第3回)】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていな	観光局

項 目	内 容	箇 所 名
	<p>かった。</p> <p>(4)【「三重の中南勢」魅力再発見情報発信強化委託業務】            予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。</p>	
	<p>(5)【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託(県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・特命随意契約理由が明確に記載されていない。</li> <li>・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。</li> </ul>	桑名農政環境事務所
	<p>(6)【三重の米シェアアップ推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。</li> <li>・見積書が未徴収であった。</li> <li>・支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。</li> </ul>	
	<p>(7)【広域農道整備事業等用地事務委託】            執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	松阪農林商工環境事務所
	<p>(8)【農林水産省所管国有財産除草等業務】            執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	伊賀農林商工環境事務所
	<p>(9)【庁舎清掃管理業務委託】            予定価格調書が作成されていない。</p>	中央家畜保健衛生所
	<p>(10)【一般廃棄物収集運搬業務】            執行伺いに係る起案文書が、総合文書管理システムに登録されていない。</p>	紀州家畜保健衛生所
	<p>(11)【保安警備管理業務】            予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。</p>	
イ 国補工事	<p>(1)【長島中部2期地域用水環境整備事業 利用保全施設整備その1工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設計時に積算単価誤りがあり、変更設計で修正していた。</li> <li>・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない。</li> </ul>	桑名農政環境事務所
	<p>(2)【伊賀2期地区広域農道事業大内工区道路その4工事】            「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていない。</p>	伊賀農林商工環境事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(3)【県営中山間(広域)紀北地区さく井工事】 さく井施工場所2カ所のうち1カ所における段階 確認書類が作成されていなかった。	尾鷲農林水産商 工環境事務所
ウ 調査、設計 業務委託	(1)【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測 量委託】 変更業務計画書の提出時期が遅れていた。	松阪農林商工環境 事務所
	(2)【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単 価契約図面作成業務委託】 「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に 発注理由が明記されていなかった。	
	(3)【上之庄地区 下半期単価契約農道等図面作成業務委 託】 「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発 注理由が明記されていなかった。	伊賀農林商工環境 事務所
	(4)【金山南部地区畑地帯総合整備(担支)畑かん施設 設計業務委託】 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届 出書」が提出されていなかった。	熊野農林商工環境 事務所
エ 補助金	(1)【漁業経営構造改善事業費補助金(平成21年度繰越 分)】 実施状況報告書が提出されていなかった。	水産振興分野
オ 旅費	(1)【地或舌性化のための取組のベンチマーキング】 復命書に用務時間が記載されていなかった。	熊野農林商工環 境事務所
カ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	桑名農政環境事 務所
	(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	四日市農林商工 環境事務所
	(3) 給油伝票(原符)の決裁を受けずに、伝票(交付 用)の出納員欄に事前に押印されていたものや、伝 票を交付していたものがあつた。	熊野農林商工環 境事務所

### (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 組織改変以前の公印が金庫に保管されていた。	桑名農政環境事務所
	(2) 県農業会議による農家向け簿記記帳講習が廃止 されたが、引き続き所において実施していた講習 での帳票の代金を金庫に保管していた。	熊野農林商工環 境事務所
	(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇 物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行 われていなかった。	紀州家畜保健衛生所

項目	内容	箇所名
イ 金品亡失	(1) 携帯電話の亡失（取得価格 4,515 円）	桑名農政環境事務所
	(2) 携帯電話の損傷（修理代 45,000 円）	熊野農林商工環境事務所
	(3) デジタルカメラの損傷（取得価格 40,845 円）	熊野農林商工環境事務所
	(4) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円）	南勢家畜保健衛生所
	(5) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）	工業研究所
	(6) 動力粉碎草刈機の損傷（取得価格 341,250 円）	農業研究所
	(7) パソコンの損傷（修理代 106,050 円）	
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記案件の把握漏れが判明したことから、平成 21 年度末より大幅に増加し、143,024.03 m <sup>2</sup> 、941 筆あるので、未登記案件の正確な把握と、計画的かつ早急な解消を進められたい。	(別表のとおり)
エ 貸付金の執行状況	(1) 就農施設等資金貸付事務の委託に関する契約において、個人情報の保護に関する規定が明記されていない。	農産振興分野

(別表)【事務所別の未登記処理状況】

(単位：m<sup>2</sup>)

	21 年度末未登記		把握漏れ分		22 年度中処理分		22 年度末未登記	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
桑名	6	1,659.33					6	1,659.33
四日市	37	15,474.59			5	273.79	32	15,200.80
津	19	3,146.01					19	3,146.01
松阪	82	16,564.68					82	16,564.68
伊勢	297	52,752.36	135	50,474.85	15	5,896.22	417	97,330.99
伊賀	328	4,400.24	52	3,731.53	7	196.01	373	7,935.76
熊野	12	1,186.46					12	1,186.46
計	781	95,183.67	187	54,206.38	27	6,366.02	941	143,024.03

## (4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 市町営漁村再生事業費補助金の概算払において、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
農産振興分野	(2) 地域機関における嘱託員への人件費の支払いについて、報酬で予算措置をすべきところ誤って賃金で予算措置をしていた。
桑名農政環境事務所	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていない。

箇所名	内 容
四日市農林商工環境事務所	(4) 旅費の支給誤りにより、歳出戻入を行っていた。
	(5) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。
伊勢農林水産商工環境事務所	(6) 口蹄疫緊急防疫対策臨時交付金の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
伊賀農林商工環境事務所	(7) 通信運搬費等の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
熊野農林商工環境事務所	(8) ガソリン代の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
中央家畜保健衛生所	(9) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
南勢家畜保健衛生所	(10) 光熱水費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
農業研究所	(11) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
水産研究所	(12) 通信運搬費、手数料、燃料費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
農業基盤整備分野	(1) 自損事故（廃車 取得価格 1,350,000 円）
水産振興分野	(2) 自損事故（物損額：県 132,909 円）
商工・科学技術振興分野	(3) 自損事故（物損額：県 24,990 円）
桑名農政環境事務所	(4) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 107,566 円 相手 160,000 円）
	(5) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （物損額：県 31,731 円）
	(6) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （物損額：県 31,500 円）
津農林水産商工環境事務所	(7) 自損事故（物損額：県 40,950 円）
	(8) 自損事故（物損額：県 98,175 円）
	(9) 自損事故（物損額：県 28,413 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 100,380 円 相手 39,816 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(11) 自損事故（物損額：県 44,100 円）
	(12) 自損事故（物損額：県 46,116 円）
	(13) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 135,450 円 相手 98,460 円）

箇所名	内 容
伊賀農林商工環境事務所	(14) 自損事故 (物損額：県 6,489 円)
尾鷲農林水産商工環境事務所	(15) 自損事故 (物損額：県 168,882 円)
	(16) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 0 円 相手 88,095 円)
熊野農林商工環境事務所	(17) 自損事故 (物損額：県 10,500 円)
	(18) 自損事故 (物損額：県 73,500 円)
紀州家畜保健衛生所	(19) 人身事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 105,178 円 相手 545,300 円) (治療費等：相手 178,655 円)
工業研究所	(20) 自損事故 (物損額：県 201,326 円)
中央農業改良普及センター	(21) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 廃車 (取得価格 700,000 円) 相手 107,566 円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

#### (6) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	(1) 多額の資金が有効活用されないまま翌年度に繰り越されている。 平成 23 年 1 月末に国が策定した「沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準」に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの収支計画を策定したところであるので、今後も引き続き、国の基準に基づき計画の見直しを行い、資金規模の適正化に努められたい。 また、貸付財源の有効活用を図るため、資金制度の周知を一層図られたい。

#### (7) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 36 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
農産振興分野、水産振興分野、中央農業改良普及センター	(2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた計画について、進捗状況等の情報をホームページ等で提供していないものがあったので、今後、適正な処理に努められたい。(別表)
農業基盤整備分野	(3) 単価契約図面作成作業実施要領により各農林(水産)商工環境事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、各農林(水産)商工環境事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。



(別表) 公表義務情報の提供状況

計 画 名	計画の提供状況	達成状況・進捗状況の提供状況
三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標	窓口で未提供	
三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画	窓口・HP で未提供	
協同農業普及事業の実施にかかる方針	窓口で未提供	
三重県農政・普及推進プラン	窓口・HP で未提供	
三重県食育推進計画	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県茶業振興指針	窓口で未提供	
新たな三重の米(水田農業)戦略	窓口で未提供	
三重県栽培漁業基本計画		窓口で未提供

窓口とは、情報公開・個人情報総合窓口を、また、HP とは、県のホームページを示している。

## 県土整備部

### 1 事業の執行に関する意見

(土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。

指定の前提となる基礎調査を行うための予算を 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町との理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。

(流域整備分野)

(河川整備戦略の推進と堆積土砂対策)

- (2) 平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。

しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われたい。

また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。

(流域整備分野)

(海岸保全施設整備の計画的な実施)

- (3) 平成 14 年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」では、各海岸の整備方針を定めるとともに、策定後概ね 10 年間で事業着手の検討を行う海岸と事業継続海岸について整備優先度を定めている。

地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、引き続き計画的な海岸整備を行うとともに、18 年度に整備優先度を見直してから 5 年が経過していること、また、東日本大震災による東北地方の津波被害が甚大であったことから、津波対策も含めたアクションプログラムの見直しについても、国の動向に合わせ検討を行われたい。

(流域整備分野)

(木造住宅の耐震化の促進)

- (4) 「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、木造住宅の耐震化の促進に向け耐震診断、工事の補助等に取り組み、全市町で実施している。しかし、耐震診断については目標の 3,000 戸に対し 2,333 戸、補強工事については目標の 250 戸に対し 237 戸といずれも目標に達していない。

引き続き、市町とも連携のうえ、耐震の重要性や制度の周知啓発を行い、木造住宅

の耐震化促進に努められたい

(住まいまちづくり分野)

(違反屋外広告物の是正指導)

- (5) 違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。

23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められたい。

(住まいまちづくり分野)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円(対前年度比 388.8%)あり、前年度と比べて 4,567,500 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 29,757,287 円(対前年度比 85.3%)あり、前年度と比べて 5,135,281 円減少しているものの、今後もその収納促進を図るとともに、発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	損害賠償等	現年度 4,567,500 円 過年度 1,581,568 円 計 6,149,068 円	現年度 - 過年度 1,581,568 円 計 1,581,568 円
公共事業総合政策分野	弁償金	過年度 99,074,672 円	過年度 126,005,594 円
住まいまちづくり分野	公営住宅使用料等	現年度 5,952,283 円 過年度 23,805,004 円 計 29,757,287 円	現年度 8,161,228 円 過年度 26,731,340 円 計 34,892,568 円
合計		134,981,027 円	162,479,730 円

(ウ)「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」に基づき債権管理を行っているが、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付の事務処理が一部統一されていないものがあった、また、調定時期が遅延しているものもあったので、統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。

(道路政策分野、流域整備分野)

イ 地域機関分

(ア) 道路、河川、海岸等の使用料等の収入未済額が 16,135,290 円 (対前年度比 157.9%) あり、前年度と比べて 5,915,509 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
桑名建設事務所	河川使用料等	現年度 3,779,806 円 過年度 712,784 円 計 4,492,590 円	現年度 321,440 円 過年度 607,160 円 計 928,600 円		
四日市建設事務所	河川使用料等	現年度 101,568 円 過年度 198,277 円 計 299,845 円	現年度 232,215 円 過年度 217,793 円 計 450,008 円		
鈴鹿建設事務所	河川使用料等	現年度 8,075 円 過年度 655,911 円 計 663,986 円	現年度 29,928 円 過年度 680,435 円 計 710,363 円		
津建設事務所	道路敷使用料	過年度 99,548 円	過年度 99,548 円		
松阪建設事務所	河川使用料	現年度 7,510 円 過年度 26,500 円 計 34,010 円	現年度 7,510 円 過年度 18,990 円 計 26,500 円		
伊勢建設事務所	前払金返還利息	現年度 -6,400 円 過年度 323,290 円 計 316,890 円	現年度 940 円 過年度 323,290 円 計 324,230 円		
志摩建設事務所	海岸使用料等	現年度 2,741,510 円 過年度 3,480,660 円 計 6,222,170 円	現年度 7,920 円 過年度 3,501,540 円 計 3,509,460 円		
伊賀建設事務所	河川使用料等	現年度 - 過年度 24,200 円 計 24,200 円	現年度 157,500 円 過年度 38,856 円 計 196,356 円		
尾鷲建設事務所	地所貸下料等	現年度 207,335 円 過年度 2,858,206 円 計 3,065,541 円	現年度 1,396,820 円 過年度 1,661,386 円 計 3,058,206 円		
熊野建設事務所	前払金返還利息	過年度 916,510 円	過年度 916,510 円		
合 計		16,135,290 円	10,219,781 円		

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
四日市建設事務所	(1) 道路敷使用料等の未納者にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。
	(2) 道路敷使用料等の未納者にかかる督促状について一部発付されていなかった。

箇所名	内 容
	(3) 河川使用料の未納者に対し、実態の把握や文書等による催告が不十分であった。
	(4) 河川使用料の債務者から重複納付があったが、収納状況の確認が不十分であった。
	(5) 収入証紙に消印漏れがあった。
鈴鹿建設事務所	(6) 道路敷使用料徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
伊勢建設事務所	(7) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあった。
志摩建設事務所	(8) 認識誤り及びチェックが不十分であったこと等による歳入戻出を行っていた。
伊賀建設事務所	(9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。
	(10) 特殊車両通行許可申請手数料について、誤って許可日で収入証紙消し込みを行っていた。
尾鷲建設事務所	(11) 河川使用料について、滞納整理票の作成が一部されていなかった。
	(12) 河川使用料等について、督促状が出されていないものがあった。
	(13) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に受入額が二重に計上されていた。
熊野建設事務所	(14) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。
北勢流域下水道事務所	(15) 土地使用料、建物使用料の調定日を誤っていた。
	(16) 建物使用料の歳入科目を誤って土地使用料とし、後日、調定更正兼収納更正の事務処理を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 特命随意契約	(1) 【三重県公共工事設計積算システム第4期運用管理業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	公共事業総合政策分野
	(2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(3) 【道路交通情報収集・提供に関する業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	道路政策分野
	(4) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	住まいまちづくり分野
	(5) 【開発許可システムに係る統合サーバへの統合業	

項 目	内 容	箇 所 名
	<p>務及び運営保守業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	
	<p>(6)【構造計算適合性判定業務委託単価契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	
	<p>(7)【平成 22 年度管内現場技術業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていない。</p>	桑名建設事務所
	<p>(8)【一級河川沢北川分派堰操作及び維持管理業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていない。</p>	
	<p>(9)【登記測量業務委託(県道四日市多度線未登記測量業務委託)】 業務完了届出書の添付書類について不備があった。</p>	四日市建設事務所
	<p>(10)【奥の谷川県単通常砂防工事 土地取得及び補償業務委託】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。</p>	伊勢建設事務所
	<p>(11)【自治会除草委託(道路)滝之原美旗停車場線】 支出負担行為書に、予定価格が記載されていない。</p>	伊賀建設事務所
	<p>(12)【自治会除草委託(河川)一級河川木津川】 支出負担行為書に、予定価格が記載されていない。</p>	
	<p>(13)【現場技術業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	熊野建設事務所
	<p>(14)【市木川及び志原川河口閉塞開削業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p>	
	<p>(15)【鵜殿港港湾海岸施設清掃業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・見積書等提出依頼文書に見積書の提出期限が記載されていない。</p>	
イ 国補工事	<p>(1)【県内雨量観測設備等整備工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない。</p>	流域整備分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【二級河川三滝川 河川改修(四日市関ヶ原線道路改良)工事】 施工体制点検チェックリストが設計図書に添付されていなかった。	四日市建設事務所
	(3)【一般国道165号他社会資本整備総合交付金(舗装修繕)工事】 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。	津建設事務所
	(4)【一般国道163号他社会資本整備総合交付金(舗装修繕)工事】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	
	(5)【主要地方道伊勢大宮線 道路交通安全対策(自歩道整備)工事】 当初材料費に一部計上漏れがあった。	伊勢建設事務所
	(6)【二級水系中川水系向山谷川国補通常砂防工事】 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員により記載が確認された旨の記録がなかった。	尾鷲建設事務所
	(7)【一級水系新宮川水系桑谷川砂防(付替林道)工事】 ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。	熊野建設事務所
	(8)【阿田和地区海岸(萩内海岸)海岸整備工事】 ・「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が業者に送達されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤り等があり、監督員の確認が不十分であった。	
	(9)【北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センター B系給排水・A3-5系電気室空調機設備工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢流域下水道事務所
	(10)【北勢沿岸流域下水道(北部処理区) 北部浄化センター重力濃縮タンク(No.11)防食塗装工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	
	(11)【北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センター SP棟粗目スクリーン及びA系床排水ポンプ等機械設備改築工事】 ・当初設計にかかる内訳書と図面の記載内容の一部が一致していなかった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 県単工事	(1)【二級水系員弁川水系宇賀川砂防(溪流保全工)工事】 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた。	桑名建設事務所
	(2)【一般県道桑名川越線他1線 公共土木施設維持管理(舗装補修)工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	四日市建設事務所
	(3)【一級河川八手俣川君ヶ野堰堤維持(地震観測装置更新)工事】 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。	津建設事務所
	(4)【主要地方道久居河芸線(五軒町BP)地方特定道路整備工事(岩田川護岸その1)】 「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が添付されていなかった。	
	(5)【一般地方道横輪南勢線 道路改良工事】 完成報告書に監督員の氏名が記載されていなかった。(押印のみ有)	伊勢建設事務所
	(6)【田曾浦地区 県単急傾斜地災害緊急対策工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	
	(7)【二級河川往古川公共土木施設維持管理(河床掘削)工事】 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	尾鷲建設事務所
	(8)【二級河川船津川河川改修工事(その57)】 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。	
	(9)【二級河川湊川高速道路関連施設整備対策(河床掘削)工事】 工事打合簿において、発注者の指示について、業者が了解した旨の記録がなかった。	熊野建設事務所
	(10)【一般国道311号公共土木施設維持管理(舗装整備)工事(波田須工区)】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	
	(11)【一般県道小船紀宝線県単道路改良工事】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	



項目	内容	箇所名
工 調査、設計 業務委託	(1)【三重県内一般交通量調査(道路状況調査)業務委託】 250万円以上の契約額の変更を行った場合に必要 な指名審査会への報告が行われていなかった。	道路政策分野
	(2)【一般国道477号四日市湯の山道路 平尾IC(仮 称)道路改良工事積算補助業務委託】 委託業務完成報告書に完成日が記載されてい なかった。	四日市建設事務所
	(3)【熊野川圏域土砂災害防止基礎調査業務委託(紀北 町)】 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届 出書」に誤った情報が記載されていたが、確認が不 十分なまま收受されていた。	尾鷲建設事務所
	(4)【北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化セン ター周辺海域漁業(黒海苔養殖)実態調査業務委 託】 変更契約後に提出される業務計画書(変更)の提 出日が、変更契約日より前の日付で提出されて いた。	北勢流域下水道 事務所
オ 物品等購入	(1) 作業保安用品等について、ローテーション表が作 成されていなかった。	尾鷲建設事務所
	(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	中勢流域下水道 事務所

### (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産 が、32,496.72㎡あるので、売却等を進めるなど、 引き続きその適正な管理及び有効活用を推進され たい。	(別表1のとおり)
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなか った。	経営企画分野
	(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなか った。	公共事業総合政策分 野
	(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなか った。	流域整備分野
	(5) 平成22年度取得分について公有財産台帳の記入 誤りがあった。	四日市建設事務所
	(6) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなか った。	
	(7) 公有財産の定期報告において、建物について修 正報告を行っていた。	伊勢建設事務所

項目	内容	箇所名
	(8) 移転登記済みの土地について、公有財産台帳の抹消もれがあった。	伊賀建設事務所
	(9) 公有財産の異動報告・定期報告が適切な時期にされていないかった。	尾鷲建設事務所
	(10) 公有財産の目的外使用許可について報告がされていないかった。	
	(11) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	北勢流域下水道事務所
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷(修理代 35,385 円)	経営企画分野
	(2) 公用車の損傷(修理代 134,799 円)	住まいまちづくり分野
	(3) 資材の盗難(敷鉄板(鋼板))(被害額 16,000 円)	四日市建設事務所
	(4) 公用車の損傷(修理代 11,036 円)	
	(5) 資材の盗難(等辺山形鋼、杉材、足場板)(被害額約 10,000 円)	志摩建設事務所
	(6) パソコンの損傷(修理代 56,175 円)	
	(7) 公用車の損傷(修理代 15,750 円)	伊賀建設事務所
	(8) 公用車の損傷(修理代 52,983 円)	熊野建設事務所
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,116 筆、1,306,032.72 m <sup>2</sup> あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進められたい。	(別表2のとおり)

(別表1)

内容	面積(m <sup>2</sup> )	箇所名
中ノ川廃川敷外6件	6,343.29	経営企画分野
津松阪港	13,607.28	流域整備分野
一級河川鎌谷川ほか2件	1,573.70	四日市建設事務所
国道25号ほか6件	5,929.23	鈴鹿建設事務所
一級河川淀川水系久米川	5,043.22	伊賀建設事務所
計	32,496.72	

(別表2)

事務所名	平成22年度未登記		平成22年度中処理分	
桑名建設事務所	242 筆	152,014.34 m <sup>2</sup>	過年度	5 筆
四日市建設事務所	279 筆	61,046.44 m <sup>2</sup>	過年度	5 筆
鈴鹿建設事務所	412 筆	52,086.56 m <sup>2</sup>	過年度	7 筆
津建設事務所	434 筆	100,250.87 m <sup>2</sup>	過年度	16 筆
松阪建設事務所	814 筆	140,408.38 m <sup>2</sup>	過年度	8 筆
伊勢建設事務所	997 筆	253,864.74 m <sup>2</sup>	過年度	12 筆
志摩建設事務所	133 筆	27,519.52 m <sup>2</sup>	過年度	4 筆
伊賀建設事務所	134 筆	36,570.86 m <sup>2</sup>	過年度	3 筆
尾鷲建設事務所	535 筆	209,243.80 m <sup>2</sup>	過年度	1 筆
熊野建設事務所	1,136 筆	273,027.21 m <sup>2</sup>	過年度	10 筆
計	5,116 筆	1,306,032.72 m <sup>2</sup>	計	71 筆

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
住まいまちづくり分野	(1) 訴訟の提起等にかかる印紙代費用の算出方法に誤りが生じたことにより、歳出戻入を行っていた。
桑名建設事務所	(2) 工事請負契約にかかる前払金の過払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市建設事務所	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
鈴鹿建設事務所	(4) 情報公開請求に対する開示文書の誤りがあった
伊勢建設事務所	(5) 交通事故証明書交付手数料の誤りにより歳出戻入を行っていた。
伊賀建設事務所	(6) 使用料及び賃借料の支払において、二重払いにより歳出戻入を行っていた。
	(7) つり銭資金保管簿について、1ヶ月まとめて作成していた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
道路政策分野	(1) 自損事故（物損額：県 60,000 円）
桑名建設事務所	(2) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 126,605 円）
四日市建設事務所	(3) 人身事故（負担割合：県 100%） （治療費等：相手 218,095 円）
	(4) 自損事故（物損額：県 75,569 円）
	(5) 自損事故（物損額：県 116,976 円）
鈴鹿建設事務所	(6) 自損事故（物損額：県 70,139 円）
	(7) 自損事故（物損額：県 146,816 円）
	(8) 自損事故（物損額：県 219,765 円）
津建設事務所	(9) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 220,762 円 相手 580,288 円） （治療費等：相手 1,250,802 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 242,970 円 相手 48,300 円）
	(11) 自損事故（物損額：県 294,336 円）
松阪建設事務所	(12) 自損事故（物損額：県 38,000 円）
	(13) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 119,133 円 相手 7,848 円）
	(14) 自損事故（物損額：県 44,100 円）
	(15) 自損事故（物損額：県 25,410 円）

箇所名	内 容
伊勢建設事務所	(16) 人身事故 (示談中)
	(17) 自損事故 (物損額: 県 58,170 円)
	(18) 自損事故 (物損額: 県 10,500 円)
志摩建設事務所	(19) 物損事故 (負担割合: 県 95%・相手 5%) (物損額: 相手 75,390 円)
	(20) 自損事故 (物損額: 県 55,000 円)
	(21) 物損事故 (示談中)
伊賀建設事務所	(22) 人身事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 県 0 円 相手 558,957 円) (治療費等: 相手 73,320 円)
	(23) 自損事故 (物損額: 県 165,895 円)
	(24) 自損事故 (物損額: 県 6,383 円)
	(25) 自損事故 (物損額: 県 28,875 円)
	(26) 自損事故 (物損額: 県 92,158 円)
熊野建設事務所	(27) 自損事故 (物損額: 県 52,731 円)
	(28) 自損事故 (物損額: 県 24,150 円)
北勢流域下水道事務所	(29) 物損事故 (負担割合: 県 60%・相手 40%) (物損額: 県 203,724 円 相手 259,891 円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

#### (6) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
流域下水道特別会計	(1) 北勢流域下水道(北部)(南部)事業、中勢沿岸流域下水道(志登茂川)(雲出川左岸)事業等において、繰越事業が31億6,939万1千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。

#### (7) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で11法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
公共事業総合政策分野	(2) 単価契約図面作成作業実施要領により各建設事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、建設事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。

## 出納局

### 1 事業の執行に関する意見

#### (会計支援体制の充実)

- (1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、平成 22 年度の会計相談件数は 9,618 件 (21 年度 8,173 件 17.7%増) と増加している。しかし、出納局検査における 22 年度の指導件数が 173 件 (21 年度 160 件 8.1%増) と増加しており、一部の所属における指導件数が多いなど、依然として軽微なミスや誤った事務処理が発生している。

このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修等の支援体制を今後も一層強化されたい (出納分野)

#### (物品の適正管理)

- (2) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成 22 年度は前年度に比べて 6 件増加しており、187 件の発生と依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。(出納分野)

### 2 財務等に関する意見

#### (1) 収入に関する事務

弁償金の収入未済額が 21,871,353 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
出納分野	弁償金	現年度	-	現年度	21,871,353 円
		過年度	21,871,353 円	過年度	-
合 計		21,871,353 円		21,871,353 円	

#### (2) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
出納分野	(1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(2) 自己検査が期限内に行われていなかった。

(3) その他

箇所名	内容
出納分野	<p>(1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱に基づいて対応している状況である。</p> <p>しかしながら、突発的に未収が発生した場合には、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。</p>
	<p>(2) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の車両管理を徹底し、車両運行を適正に行われたい。</p>

## 企業庁

### 1 事業の執行に関する意見

(水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)

- (1) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。

今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。

また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。  
(経営分野、事業分野)

(水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営)

- (2) 水力発電譲渡後のRDF焼却・発電事業については、企業庁が任意適用事業として運営することとされている。

地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営が行えるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められたい。

任意適用事業 = 地方公営企業法における「その法律の全部を適用することが定められている事業」には該当しないが、条例でその法律の全部又は財務規定などを任意で適用する事業。

(経営分野、事業分野)

(工業用水道事業の需要拡大)

- (3) 北伊勢工業用水道事業については、平成22年度に契約水量が15,680 m<sup>3</sup>/日増加したものの、平成23年3月31日現在において、96,660 m<sup>3</sup>/日の未契約水量が存在する。

中伊勢工業用水道事業については、22年度に契約水量が180 m<sup>3</sup>/日増加したものの、23年3月31日現在において、15,330 m<sup>3</sup>/日の未契約水量が存在する。

厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。  
(事業分野)

(施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し)

- (4) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。

また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。  
(経営分野、事業分野)

(長期債務の繰上償還)

- (5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換

や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成 22 年度までに約 185 億 4,400 万円の支払利息を軽減している。

長期債務の支払利息にかかる財政的負担の軽減を図るため、企業債については、24 年度までの公的資金補償金免除繰上償還制度を引き続き活用して、高金利企業債の繰上償還を行われたい。

また、水資源機構割賦負担金についても、引き続き繰上償還できるよう水資源機構に対し要望されたい。  
(経営分野)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 地域機関分

工業用水道使用料の収入未済額が 636,300 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
北勢水道事務所	工業用水道使用料	現年度	-	現年度	191,100 円
		過年度	636,300 円	過年度	445,200 円
		計	636,300 円	計	636,300 円
合 計		636,300 円		636,300 円	

### (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【ボトルウォーター製造業務委託】 契約書に定められた「業務完了報告書」が提出されていなかった。	経営分野 (水道事業会計)
イ 県単工事	(1)【水沢浄水場 2 系沈殿池汚泥掻寄機修繕工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが 設計書に添付されていなかった。	北勢水道事務所
	(2)【大里浄水場 帳票システム他中央監視制御設備 等修繕工事】 「公共工事発注見通し」に掲載していなかった。	中勢水道事務所
ウ 物品等購入	(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。	北勢水道事務所

### (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの準備品が台帳から削除されていなかった。	経営分野 (3事業会計共通)
イ 金品亡失	(1) 発電所の電線等の盗難(取得価格 185,000 円)	三瀬谷発電管理事務所
	(2) 携帯電話の損傷(取得価格 4,518 円)	



項 目	内 容	箇 所 名
ウ 公共用地の 未登記	(1) 過年度 1 筆 13.2 m <sup>2</sup>	北勢水道事務所
	(2) 過年度 13 筆 5,988 m <sup>2</sup>	志摩水道事務所
	(3) 過年度 8 筆	三瀬谷発電管理事務所

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
北勢水道事務所	(1) 水道施設の使用水量の検針において、水量の記録ミスにより歳出戻入を行っていた。
三瀬谷発電管理事務所	(2) 支払システム入力誤りのため、歳出戻入を行っていた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
経営分野 (工業用水道事業会計)	(1) 物損事故(負担割合: 県 100%) (物損額: 県 586,055 円 相手 132,195 円)
北勢水道事務所	(2) 物損事故(負担割合: 県 100%) (物損額: 県 0 円 相手 125,843 円)
	(3) 人身事故(示談中)
三瀬谷発電管理事務所	(4) 自損事故(物損額: 県 156,450 円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

## 病院事業庁

### 1 事業の執行に関する意見

#### ( 県立病院改革 )

- (1) 県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。

病院の運営形態の変更にあって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実且つ遺漏のないよう進められたい。

運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。

また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。

運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与金等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。

#### ( 当面の病院運営と中期経営計画の策定 )

- (2) 平成 22 年度の病院事業会計の収益的収支は 5 億 5,484 万円の純損失となり、前年度に比べ 4 億 6,267 万円収支は改善したものの、依然多額の純損失を計上している。

23 年度末までは、県立県営で 4 病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、設定した目標に則り、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。

なお、各病院の留意事項は以下のとおりである。

#### ア 総合医療センター

平成 21 年度中に 7 対 1 看護基準を取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところである。看護基準の安定維持に努めるとともに、DPC ( 診断群分類包括評価 ) の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれたい。

#### イ こころの医療センター

精神科におけるデイケアの充実とともに、施設基準の変更により救急・急性期医療の充実を図っているところである。こうした施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。

#### ウ 一志病院

平成 19 年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。

( 注 ) 家庭医療 = 性別、年齢を問わず、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防や介護なども含めて患者のケアを総合的に行う医療。

#### エ 志摩病院

地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが進んでいる。健康福祉部とも十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の回復を図られたい。

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 地域機関分

(ア) 平成22年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で約1億6,561万円となっている。

未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じたの支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成22年度中に約1,900万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。

また、22年度においては、約2,500万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。

診療費自己負担金の過年度未収金

(単位：円)

病 院 名	平成22年度 A		平成21年度 B		増減 A-B	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合医療センター	482	104,721,056	573	122,702,199	91	17,981,143
こころの医療センター	179	34,274,875	175	35,039,953	4	765,078
一志病院	18	827,983	12	887,483	6	59,500
志摩病院	172	25,786,089	199	29,915,954	27	4,129,865
合 計	851	165,610,003	959	188,545,589	108	22,935,586

未収金増減の内訳

(単位：円)

病 院 名	新規発生	回収	会計上の減額処理	計
総合医療センター	7,713,055	10,135,590	15,558,608	17,981,143
こころの医療センター	8,000,780	3,570,956	5,194,902	765,078
一志病院	22,820	82,320	-	59,500
志摩病院	8,883,201	5,019,997	7,993,069	4,129,865
合 計	24,619,856	18,808,863	28,746,579	22,935,586

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
総合医療センター	(1) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
こころの医療センター	(2) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
一志病院	(3) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(4) 歳入戻出の際に科目を誤って処理したものがあつた。
志摩病院	(5) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【平成 22 年度患者様アンケート・データ入力業務委託】 執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。	県立病院経営分野
	(2)【財務会計システム等保守業務委託】 ・執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。	
	(3)【植栽管理業務委託】 契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。	こころの医療センター
	(4)【外来診療延長業務委託】 履行完了時に必要な支出負担行為書等への検査年月日、氏名(押印も可)の記録がされていなかった。	
	(5)【設備総合管理業務委託】 契約書に定めた別記『個人情報取扱いに関する特記事項』が添付されていなかった。	
イ 物品購入等	(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。	一志病院
	(2) 病棟にエアコンを設置する際に、建設改良費で執行すべきものを修繕費で執行していた。	志摩病院

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
県立病院経営分野	(1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。
県立病院経営分野	(2) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
一志病院	(1) 過去に使用していた医師公舎の共益費を受け入れる通帳が保管されたままで、処分がされていなかった。

(5) その他

箇所名	内 容
県立病院経営分野	(1) 会計規程と会計規程運用方針の記載において、備品の定義に差異があるので、文言の整理を行われたい。

## 議会事務局

### 1 事業の執行に関する意見

(政務調査費の適正な執行)

- (1) 平成 22 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りや海外の政務調査に係る調査雑費(日当)の計上を誤っている事例など返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。

これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。

### 2 財務等に関する意見

#### (1) 支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【会議録検索システム追加データ入力業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	議会事務局

#### (2) 財産管理等の状況

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	議会事務局

#### (3) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
議会事務局	(1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。

## 監査委員事務局

### 1 事業の執行に関する意見

(事務局職員の専門性の向上)

- (1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においてもチェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。

今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有する仕組みの構築など、職員の専門性向上の推進に一層努められたい。

### 2 財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

## 人事委員会事務局

1 事業の執行に関する意見  
概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見

(1) 財産管理等の状況

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	人事委員会事務局
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	



## 教育委員会事務局

### 1 事業の執行に関する意見

(個人情報等の流失防止)

- (1) 県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。

個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。  
(経営企画分野、学校教育分野)

(教職員服務規律の徹底)

- (2) 平成 22 年度の懲戒処分については、前年度から 1 人増加し 12 人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により 3 人が懲戒免職処分となっている。

これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対し法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、自覚を促し、再発防止に一層厳正に取り組まれたい。  
(教育支援分野)

(障がい者雇用の推進)

- (3) 平成 22 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.84%と、前年度に比べて、0.14 ポイント向上し、全国平均 1.77%を上回っている。

しかし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、都道府県に置かれる教育委員会にあっては、2.0%以上の身体障がい者又は知的障がい者等の雇用が義務付けられているものの依然として法定雇用率 2.0%が達成されていないので、一層積極的な雇用に努められたい。  
(教育支援分野)

(登下校時における児童生徒の安全確保)

- (4) 不審者情報は、毎年度 300 件台で推移していたが、平成 22 年度の不審者情報件数が 498 件と 21 年度 342 件に比べて 156 件、45.6%の増となっている。

登下校時における児童生徒の安全確保の点から、学校、市町や学校安全ボランティア(スクールガード)等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、児童生徒の安全確保の向上に取り組まれたい。  
(学校教育分野)

(特別支援学校の教育環境整備等の推進)

- (5) 特別支援学校においては、児童生徒の増加に伴う教室不足等の課題が発生している。

このため、平成 22 年 11 月に策定された「県立特別支援学校整備第二次実施計画」(23 年度~26 年度)の早期実施の検討を行うなど、児童生徒の教育環境の向上を図るとともに特別支援教育の充実に、なお一層取り組まれたい。  
(学校教育分野)

(学力及び体力の向上)

- (6) 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習

慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成 21 年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。

このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的な取組を強化されたい。

(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)

(いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)

- (7) 平成 22 年度の暴力行為の件数は 686 件(21 年度:822 件)と前年度より減少しているものの、いじめ認知件数は、340 件(21 年度:260 件)、不登校児童生徒数は、2,562 人(21 年度:2,504 人)となっており、前年度よりも増加している。

今後、生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置に努め、協力連携のうえ、早期発見・早期対応の取組をより一層推進されたい。

(学校教育分野)

(子どもの読書活動の推進)

- (8) 平成 21 年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。

22 年度において「家庭または図書館で普段(月~金)全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では 22.0%、中学生では 37.3%であり、調査を始めた 19 年度以来、この状況が続いている。

こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれたい。

(社会教育・スポーツ分野)

(研修機会の確保と充実)

- (9) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成 22 年度目標 2.70 回に対し実績 2.51 回(21 年度目標 2.65 回に対し実績 2.52 回)であり、実績は目標及び前年度よりも下回っている状況である。また、教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、ネット DE 研修(e ラーニングによる研修)や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。

全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、より研修に参加しやすい地域分散型研修の充実等による環境整備と教育課題対応研修等の研修内容の拡充等により、研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上を図るとともに、効果的な研修支援体制を推進されたい。

(研修分野)

## 2 財務等に関する意見

### (1) 収入に関する事務

#### ア 本庁分

(ア) 三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、100,282,464 円（対前年度比 122.0%）あり、前年度と比べて 18,061,745 円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
		現年度	過年度	現年度	過年度
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金等	現年度	22,445,427 円	現年度	19,235,783 円
		過年度	41,496,967 円	過年度	29,337,863 円
		計	63,942,394 円	計	48,573,646 円
教育支援分野	教職員恩給及び退職年金過払い分	現年度	-	現年度	747,496 円
		過年度	9,867,287 円	過年度	11,012,257 円
		計	9,867,287 円	計	11,759,753 円
学校教育分野	進学奨励金返還金	現年度	3,591,793 円	現年度	3,888,906 円
		過年度	10,785,590 円	過年度	7,253,934 円
		計	14,377,383 円	計	11,142,840 円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度	1,298,200 円	現年度	2,326,000 円
		過年度	9,838,200 円	過年度	8,093,200 円
		計	11,136,400 円	計	10,419,200 円
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度	731,000 円	現年度	168,000 円
		過年度	228,000 円	過年度	60,000 円
		計	959,000 円	計	228,000 円
	スクールカウンセラー通勤手当返還金	現年度	-	現年度	-
		過年度	-	過年度	97,280 円
		計	-	計	97,280 円
合 計		100,282,464 円		82,220,719 円	

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
教育支援分野	(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

#### イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 6,533,114 円（対前年度比 40.3%）あり、前年度と比べて 9,678,818 円減少しているものの、今後も引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
県立高等学校 (43校)	高等学校授業料	現年度 過年度 計	- 5,877,533 円 5,877,533 円	現年度 過年度 計	11,159,859 円 4,449,055 円 15,608,914 円
県立高等学校 (1校)	弁償金	現年度 過年度 計	- 586,781 円 586,781 円	現年度 過年度 計	- 586,781 円 586,781 円
県立高等学校 (3校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度 過年度 計	68,800 円 - 68,800 円	現年度 過年度 計	16,237 円 - 16,237 円
合 計			6,533,114 円		16,211,932 円

(イ)収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名高等学校	(1) 過年度未収金(授業料)の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
久居高等学校	(2) 現金納付された過年度未収金(授業料)等の収納処理が遅延していた。
飯南高等学校	(3) P T A会費を県の歳入として受け入れたことにより、歳入戻出を行っていた。
水産高等学校	(4) 教育財産目的外使用に係る使用料の納入通知が遅延していた。
木本高等学校	(5) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
玉城わかば学園	(6) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (7) 誤って二重に財務会計システムに登録したことにより、現金日計表に長期間にわたり残高が発生していた。
書面監査(3校)	(8) 負担金等の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
書面監査(3校)	(9) 事務処理誤りにより現金日計表を後日修正していた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【三重県教職員人事管理システム機器更新に伴うデータ移行等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	教育支援分野
	(2)【杉の子特別支援学校及び同石薬師分校給食調理委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	学校教育分野
	(3)【「いじめ防止啓発パンフレット」印刷業務委託】 原稿の内容誤りによる増額変更がされていた。	

項 目	内 容	箇 所 名
	(4)【平成 22 年度総合型地域スポーツクラブマネジャー・スタッフ養成事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	社会教育・スポーツ分野
	(5)【産業廃棄物収集運搬業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	川越高等学校
	(6)【平成 22 年度一般廃棄物収集運搬業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	四日市南高等学校
	(7)【QU講習会委託】 施行伺いの決裁がされていなかった。	朝明高等学校
	(8)【一般廃棄物収集・運搬業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	四日市四郷高等学校
	(9)【進路・大職員室複写機保守点検業務】 施行伺いの決裁がされていなかった。	白子高等学校
	(10)【非常勤講師業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	稲生高等学校
	(11)【漏水調査業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	龜山高等学校
	(12)【エレベーター点検保守業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(13)【理科棟エレベーター定期点検業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	津高等学校
	(14)【津高等学校廃棄物収集処理業務委託】 検査が、回収日ごとに実施されていなかった。	津西高等学校
	(15)【平成 22 年度津西高等学校廃棄物収集・運搬業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	
	(16)【平成 22 年度津西高等学校合併浄化槽維持管理業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	津東高等学校
	(17)【廃棄物収集運搬処分業務委託】 検査が、回収日ごとに実施されていなかった。	
	(18)【エレベーター保守点検管理業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	津商業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(19)【学籍管理システムソフトの保守業務委託】 ・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・ 個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかった。	久居高等学校
	(20)【学籍管理ソフト保守契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	白山高等学校
	(21)【学校医業務年間契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(22)【第2棟給水管洗浄及び防錆処理業務】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。	相可高等学校
	(23)【福祉科介護福祉コースに係る福祉実習業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	明野高等学校
	(24)【消防用設備等点検・報告業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	
	(25)【浄化槽維持管理業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	
	(26)【消防用設備等点検・報告業務】 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	水産高等学校
	(27)【廃薬品等収集運搬処分業務】 ・ 予算額を超えた予定価格を設定していた。 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	
	(28)【水質等検査業務】 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	
	(29)【塵芥収集運搬委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	あけぼの学園高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(30)【教育コーチング研修】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・見積徴取の旨の記載又は伺いがなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。 ・検査がされていなかった。	木本高等学校
	(31)【木本高等学校第三棟備品類運搬業務委託】 仕様書、契約書及び完成認定書の履行期限が、年月日で記載されていなかった。	
	(32)【エレベーター保守点検業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。	紀南高等学校
	(33)【ガス空調設備保守業務委託】 随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。	盲学校
	(34)【学校医委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	城山特別支援学校
	(35)【学校医委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(36)【学校医業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	緑ヶ丘特別支援学校
	(37)【学校医に関する業務委託】 随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。	稲葉特別支援学校
	(38)【エレベーター保守管理委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	玉城わかば学園
	(39)【消防用設備等点検・報告委託業務】 契約書に定める「実施責任者の届出」、「業務履行確認」(前期分)が提出されていなかった。	
	(40)【エレベーター保守点検業務】 予定価格調書が作成されていなかった。	北勢きらら学園
イ 旅費	(1)【玉竜旗剣道大会生徒引率】 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。	白子高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(2)【NAGANOフェスティバル生徒引率】 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」 が提出されていなかった。	
	(3)【修学旅行の下見】 復命書に視察先の所在地や視察内容の概要を示 す記述あるいは書類の添付がされていなかった。	津東高等学校
	(4)【修学旅行の下見】 復命書において、視察の内容について概要が把握で きる記述がなかった。	
	(5)【日織研第 113 回理事会・第 51 回総会研究協議会】 県外出張における交通費について、自家用車利用が 鉄道利用に比べて高額となっているが、理由について の旅行命令時の確認が十分でなかった。	松阪工業高等学 校
	(6)【全日音研高等学校部会全国理事会・全国大会】 復命書の内容の記載が「別添のとおり」のみであ り、研修内容等の記載がなかった。	
	(7)【平成 22 年度健康教育指導者養成研修】 復命書に用務時間が記載されていなかった。	
	(8)【全国高等学校協会総会他】 復命書に記載について日程のみの記述にとどま り、その内容の記述がなかった。	飯南高等学校
	(9)【第 49 回全国高等学校教頭会総会・研究協議大会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどま り、その内容の記述がなかった。	名張西高等学校
	(10)【全国高等学校長協会・人権・同和教育研究協議 会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、 その内容の記述がなかった。	
	(11)【全国総合学科高等学校長協会総会・研究協議会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、 その内容の記述がなかった。	名張高等学校
ウ 物品等購入	(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決 議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があ った。	亀山高等学校
	(2) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決 議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があ った。	紀南高等学校
	(3) 短期間に同様の消耗品を分割して発注していた。	玉城わかば学園
	(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決 議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があ った。	
	(5) 郵便切手を過剰に購入し、在庫枚数が使用枚数に 比べて著しく多くなっていた。	
	(6) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決 議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があ った。	度会特別支援学校



(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津商業高等学校	(1) 非常勤講師 1 名の報酬額が誤って支出されていた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	経営企画分野
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	教育支援分野
	(3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	
	(4) 学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理であった。	学校教育分野
	(5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	
	(6) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が作成されていなかった。	社会教育・スポーツ分野
	(7) 毒物及び劇物取締法第に基づく劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	埋蔵文化財センター
	(8) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。	四日市高等学校
	(9) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	
	(10) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	四日市南高等学校
	(11) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	
	(12) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	菰野高等学校
	(13) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	石薬師高等学校
	(14) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	津西高等学校
	(15) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	津工業高等学校
	(16) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	津商業高等学校
	(17) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	
	(18) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	白山高等学校
	(19) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	松阪工業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(20) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。	飯南高等学校
	(21) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	宇治山田商業高等学校
	(22) 毒劇物の管理について、保管薬品のリストが作成されていなかった。	明野高等学校
	(23) 実習船の売却時に不用物品の決定及び処分にかかる手続きを行っていなかった。	水産高等学校
	(24) 農薬が薬品庫外に置かれていた。	上野農業高等学校
	(25) 農薬の使用量、残量の記録が適正にされていなかった。	
	(26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	木本高等学校
	(27) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	
	(28) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	紀南高等学校
	(29) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	盲学校
	(30) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	聾学校
	(31) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	城山特別支援学校
	(32) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	杉の子特別支援学校
	(33) 教育財産目的外使用許可をしている水道管について、「教育財産使用許可(貸付)台帳」に記載されていなかった。	稲葉特別支援学校
	(34) 教育財産目的外使用の許可手続きについて、使用許可の更新手続きが行われていなかった。	玉城わかば学園
	(35) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	東紀州くろしお学園
	(36) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷(修理代65,100円)	学校教育分野
	(2) カメラの損傷(修理代19,635円)	埋蔵文化財センター
	(3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が損傷したが、金品亡失(損傷)報告書が提出されていなかった。(損害額90,195円)	桑名工業高等学校
	(4) パソコンの損傷(修理代21,000円)	川越高等学校
	(5) パソコンの損傷(修理代21,000円)	四日市四郷高等学校
	(6) パソコンの損傷(修理代73,500円)	
	(7) パソコンの損傷(修理代73,500円)	四日市農芸高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(8) 公用車の損傷（修理代 15,383 円）	菰野高等学校
	(9) パソコンの損傷（修理代 143,800 円）	津東高等学校
	(10) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）	久居高等学校
	(11) パソコンの損傷（修理代 76,650 円）	松阪工業高等学校
	(12) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	明野高等学校
	(13) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	紀南高等学校
	(14) パソコンの損傷（修理代 26,250 円）	聾学校
	(15) パソコンの損傷（修理代 99,750 円）	伊賀つばさ学園
	(16) パソコンの損傷（3台 修理代 171,150 円）	書面監査（3校）
	(17) 公用車の損傷（1台 修理代 250,309 円）	書面監査（1校）
	(18) パソコンの盗難（1台 損害額 200,000 円）	書面監査（1校）
	(19) 外部侵入者による更衣ロッカー、片袖デスクの損傷（損害額 52,038 円）	書面監査（1校）

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
桑名高等学校	(1) 確認不足により歳出戻入を行っていた。
桑名工業高等学校	(2) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。
川越高等学校	(3) 誤った支出負担行為、支出命令による支払により歳出戻入を行っていた。
四日市南高等学校	(4) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
朝明高等学校	(5) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市商業高等学校	(6) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(7) 二重払により歳出戻入を行っていた。
菰野高等学校	(8) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
石薬師高等学校	(9) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
津高等学校	(10) 支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
津西高等学校	(11) 単価誤りにより歳出戻入を行っていた。
津東高等学校	(12) 支払対象の確認もれにより歳出戻入を行っていた。
津工業高等学校	(13) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった
	(14) 請求金額の見誤りにより歳出戻入を行っていた。

箇所名	内容
久居高等学校	(15) 総務事務システムの入力誤りにより旅費の二重請求があった。
白山高等学校	(16) 支払額の誤りにより歳出戻入を行っていた。
相可高等学校	(17) 支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。
明野高等学校	(18) 発注誤りにより歳出戻入を行っていた。
志摩高等学校	(19) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。
水産高等学校	(20) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。
木本高等学校	(21) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
紀南高等学校	(22) 積算誤りによる過払いにより歳出戻入を行っていた。
城山特別支援学校	(23) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
玉城わかば学園	(24) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(25) 二重払により歳出戻入を行っていた。
東紀州くろしお学園	(26) 資金前渡通常払にかかる精算が行われていなかった。
書面監査(9校)	(27) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。

#### (6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 物損事故(負担割合:県20%・相手80%) (物損額:県0円 相手89,200円)
学校教育分野	(2) 物損事故(負担割合:県100%) (物損額:県40,950円 相手128,312円)
伊賀白鳳高等学校	(3) 人身事故(負担割合:県100%) (物損額:県0円 相手6,800円) (治療費等:相手895,610円)
盲学校	(4) 物損事故(負担割合:県30%・相手70%) (物損額:県42,352円 相手29,939円)
書面監査(1校)	(5) 物損事故(負担割合:県10%・相手90%) (物損額:県503,600円(新車購入) 相手0円)

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で64法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

**労働委員会事務局**

概ね適正に処理されていた。

**海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)事務局**

1 事業の執行に関する意見  
概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見

(1) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会)事務局	(1) 20・21年度の委員にかかる旅費の誤支給があり、雑入で受け入れていた。

## 警察本部

### 1 事業の執行に関する意見

#### (職員服務規律の徹底)

- (1) 平成 22 年の懲戒処分については、前年から 2 人増加し 3 人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により 2 人が懲戒免職処分となっている。

これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し的確な研修等を実施して、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。

(警務部監察課)

#### (交通事故の発生抑止)

- (2) 平成 22 年の交通事故死者数は 135 人で、前年に比べ 23 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 2 位(都道府県別)で、21 年の全国ワースト第 10 位から悪化している。

今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。

(交通部交通企画課)

#### (検挙率の向上と犯罪の抑止)

- (3) 平成 22 年の刑法犯検挙率は 27.7%であり、前年の 25.9%から 1.8 ポイント上昇しているものの全国ワースト第 4 位(都道府県別)であり、また、依然として凶悪犯罪が後を絶たない状況である。

今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、検挙率の向上と犯罪の抑止に取り組まれない。

(刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)

### 2 財務等に関する意見

#### (1) 収入に関する事務

##### ア 本庁分

放置違反金等の収入未済額が 49,079,770 円(対前年度比 125.1%)あり、前年度と比べて 9,857,926 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められない。

収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
放置違反金	現年度	15,549,000 円	現年度	12,401,000 円
	過年度	32,682,000 円	過年度	26,483,000 円
	計	48,231,000 円	計	38,884,000 円
弁償金	現年度	円	現年度	48,607 円
	過年度	247,800 円	過年度	247,800 円
	計	247,800 円	計	296,407 円
光熱水費負担金等	現年度	600,970 円	現年度	41,437 円
	過年度	円	過年度	円
	計	600,970 円	計	41,437 円



収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
合 計	49,079,770 円	39,221,844 円

#### イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
亀山警察署	(1)自動販売機にかかる使用料の過納付により歳入戻出を行っていた。
津警察署	(2)駐在所等光熱水費分担金の計算誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(3)被留置者り病受診料過払い金返納処理に際しての事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。
鳥羽警察署	(4)職員住宅にかかる家屋貸下料の調定が遅れていた。

#### (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 は特命随意契約	(1)【道路交通情報提供業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	警務部会計課
	(2)【三重県運転免許センター清掃管理業務委託】 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	
	(3)【自家用電気工作物保安管理業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていない。	いなべ警察署
	(4)【自家用電気工作物の保安管理業務委託】 業務の内容について、入札時の仕様書には記述されているが、契約締結の決裁、及びこれに添付された契約書、仕様書に記述されていない。	四日市西警察署
	(5)【冷暖房設備保守点検業務委託】 ・再委託の承認にあたって決裁がされていない。 ・再委託の承認にあたってその業務内容が明記されていない。	
	(6)【合併汚水処理施設維持管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。	
		(7)【自家用電気工作物保安管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。
イ 旅費	(1)【航空機搭載装備品等高段階整備講習会】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていない。	生活安全部地域課

項目	内容	箇所名
	(2)【アピオニクス（航空機用電子機器）基礎講習】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。	
	(3)【高輝度光化学研究センター研修】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	刑事部鑑識課
	(4)【初動捜査の高度化に伴う証拠収集等支援のための画像処理技術研修】 復命書の用務内容等の記載が不十分であった。	
	(5)【全日本ライフル射撃競技選手権大会】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	交通部高速道路 交通警察隊
	(6)【22年度中部管区青年警察職員合宿研修】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	四日市西警察署
ウ 物品等購入	(1) 物品の購入について、重複して決裁が行われていた。	鳥羽警察署

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
刑事部鑑識課	(1) 通勤手当における通勤経路について、確認方法を検討すべきものがあった。
鈴鹿警察署	(2) 報償費の誤払いがあった。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	生活安全部通信指令課
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	四日市南警察署
	(3) 行政財産の目的外使用手続きについて、使用許可面積や数量を誤って許可していた。	津南警察署
	(4) 職員住宅のプロパン用格納庫の破損について、適切な対応措置が講じられていなかった。	鳥羽警察署
イ 金品亡失	(1) 交通事故自動記録装置の損傷 (修理代 301,350 円)	四日市北警察署
	(2) 公用車の損傷（修理代 56,362 円）	四日市南警察署
	(3) 公用車の損傷（修理代 47,911 円）	鈴鹿警察署

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内容
鈴鹿警察署	(1) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(2) 金額錯誤による修繕料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 債権者誤りによる旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津警察署	(4) 印刷製本費・委託料等の二重払いにより歳出戻入を行っていた。
	(5) 誤請求による委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(6) 金額錯誤による消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
津南警察署	(7) 入力誤りによる手数料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(8) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
松阪警察署	(9) 旅費支給に係る事務取扱の変更について、警察本部との連携が不十分であったため、誤払いが発生し歳出戻入を行っていた。
	(10) 勤務管理表が一部作成されていなかった。
大台警察署	(11) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
伊勢警察署	(12) 債権者誤りによる修繕料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(13) 依頼旅費からの所得税源泉徴収もれのため、歳出戻入を行っていた。
尾鷲警察署	(14) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(15) 誤請求による使用料及び賃借料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
名張警察署	(16) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内容
警察本部	(1) 物損事故（負担割合：県 70%・相手 30%） （物損額：県 14,700 円 相手 84,000 円）
	(2) 自損事故（物損額：県 17,581 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 124,575 円）
	(4) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 122,875 円 相手 0 円）
	(5) 自損事故（物損額：県 31,856 円）
	(6) 自損事故（物損額：県 49,822 円）
四日市北警察署	(7) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 88,546 円 相手 248,000 円）
四日市南警察署	(8) 物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%） （物損額：県 17,208 円 相手 0 円）
	(9) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 8,375 円 相手 28,366 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 90%・相手 10%） （物損額：県 126,000 円 相手 384,462 円）

箇所名	内容
	(11) 物損事故 (負担割合: 県 90%・相手 10%) (物損額: 県 27,632 円 相手 82,725 円)
	(12) 物損事故 (負担割合: 県 20%・相手 80%) (物損額: 県 20,427 円 相手 23,881 円)
	(13) 自損事故 (物損額: 県 92,169 円)
四日市西警察署	(14) 自損事故 (物損額: 県 73,500 円)
津警察署	(15) 物損事故 (負担割合: 相手方国有車両のため、保険対象外であり、負担割合は定めず両車とも県費で修繕実施) (物損額: 県 210,000 円 相手 99,865 円)
松阪警察署	(16) 物損事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 県 60,112 円 相手 0 円)
伊勢警察署	(17) 物損事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 県 37,464 円 相手 0 円)
鳥羽警察署	(18) 自損事故 (物損額: 県 19,374 円)
	(19) 自損事故 (物損額: 県 21,797 円)
紀宝警察署	(20) 自損事故 (物損額: 県 229,527 円)
名張警察署	(21) 物損事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 県 48,853 円 相手 0 円)
	(22) 物損事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 県 118,093 円 相手 0 円)

県有備品公用車分のみ記載。

上記の事故は、通常の運転に関わるもので、パトロールカーでの追跡等、事件に関わる走行での事故は除いている。

県費負担の発生しないもの(相手方全額負担等)を除く。

内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険等から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内容
警務部厚生課 生活安全部生活安全企画課 交通部交通企画課 交通部交通規制課 交通部運転免許センター	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 7 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

別 表〔監査実施箇所一覧〕

1 総括本監査の実施年月日等

部 局 等	実施年月日	監査区分		部 局 等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成23年 9月 5日			企業庁	平成23年 8月 5日		
総務部	平成23年 9月 6日			病院事業庁	平成23年 8月 5日		
防災危機管理部	平成23年 9月 2日			議会事務局	平成23年 9月12日		
生活・文化部	平成23年 9月12日			監査委員事務局	平成23年 9月 2日		
健康福祉部	平成23年 9月 6日			人事委員会事務局	平成23年 9月 2日		
環境森林部	平成23年 9月12日			教育委員会事務局	平成23年 9月 5日		
農水商工部	平成23年 9月12日			労働委員会事務局	平成23年 9月12日		
県土整備部	平成23年 9月6日			海区漁業調整委員会 (内水面漁場管理委員会) 事務局	平成23年 9月12日		
出納局	平成23年 8月31日			警察本部	平成23年 9月 2日		

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注) 共管の所属については、県民センターは政策部に、図書館・博物館・美術館・斎宮歴史博物館は生活・文化部に、保健環境研究所は健康福祉部に、農林水産商工環境事務所(農政環境事務所、農林商工環境事務所)は農水商工部に、記載している。

【政策部】

(実地監査 12 箇所)			(書面監査：4 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月 5日	・ 実施先 桑名県民センター 津県民センター 伊勢県民センター 尾鷲県民センター
	政 策 企 画 分 野	平成23年 8月29日	
	地 域 支 援 分 野	平成23年 9月 5日	
	情 報 化 ・ 統 計 分 野	平成23年 8月29日	
	東 紀 州 対 策 局	平成23年 9月 5日	
	「美し国おこし・三重」推進室	平成23年 9月 5日	
	四 日 市 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月19日	
	鈴 鹿 県 民 セ ン タ ー	平成23年 6月30日	
	松 阪 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月27日	
	伊 賀 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月11日	
	熊 野 県 民 セ ン タ ー	平成23年 8月12日	
	東 京 事 務 所	平成23年 5月13日	

【総務部】

(実地監査：7箇所)		(書面監査：5箇所)
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	組織・職員分野	平成23年 9月 6日
	財政・施設分野	平成23年 8月30日
	桑名県税事務所	平成23年 7月29日
	鈴鹿県税事務所	平成23年 6月30日
	自動車税事務所	平成23年 7月29日
	伊勢県税事務所	平成23年 7月 6日
	伊賀県税事務所	平成23年 7月11日
		実施年月日 平成23年9月12日
		・ 実施先 四日市県税事務所 津総合県税事務所 松阪県税事務所 紀州県税事務所 職員研修センター

【防災危機管理部】

(実地監査：2箇所)		(書面監査：-箇所)
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	防災危機管理分野	平成23年 9月 2日
	消 防 学 校	平成23年 4月21日
		実施年月日 -

【生活・文化部】

(実地監査：6箇所)		(書面監査：4箇所)
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月12日
	文化・生涯学習分野	平成23年 8月31日
	勤労・生活分野	平成23年 8月31日
	人権・社会参画・国際分野	平成23年 8月31日
	人権センター	平成23年 5月11日
	博 物 館	平成23年 4月14日
		実施年月日 平成23年9月12日
		・ 実施先 津高等技術学校 図書館 美術館 斎宮歴史博物館

【健康福祉部】

(実地監査：13箇所)		(書面監査：10箇所)
監査実施先		監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月 6日
	健康・安全分野	平成23年 8月29日
	保健・医療分野	平成23年 8月29日
	福祉政策分野	平成23年 8月29日
	こ ども 局	平成23年 9月 6日
	鈴鹿保健福祉事務所	平成23年 6月30日
	津保健福祉事務所	平成23年 8月 1日
	松阪保健福祉事務所	平成23年 8月 3日
	伊勢保健福祉事務所	平成23年 7月 6日
	尾鷲保健福祉事務所	平成23年 8月12日
	熊野保健福祉事務所	平成23年 8月11日
	児童相談センター	平成23年 8月 1日
	障害者相談支援センター	平成23年 4月14日
		実施年月日 平成23年9月12日
		・ 実施先 桑名保健福祉事務所 伊賀保健福祉事務所 松阪食肉衛生検査所 女性相談所 国児学園 草の実リハビリテーションセンター 公衆衛生学院 こころの健康センター 小児心療センターあすなろ学園 保健環境研究所

【環境森林部】

		(実地監査：4 箇所)	(書面監査：1 箇所)
		監査実施先	監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月12日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日 ・ 実施先 林業研究所
	循環型社会構築分野	平成23年 8月30日	
	地球環境・生活環境分野	平成23年 8月30日	
	森林・林業分野	平成23年 8月30日	

【農水商工部】

		(実地監査：14 箇所)	(書面監査：13 箇所)
		監査実施先	監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月12日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日 ・ 実施先 四日市農林商工環境事務所 伊勢農林水産商工環境事務所 病虫害防除所 北勢家畜保健衛生所 南勢家畜保健衛生所 大阪事務所 計量検定所 中央農業改良普及センター 農業大学校 工業研究所 農業研究所 畜産研究所 水産研究所
	農産振興分野	平成23年 8月31日	
	農業基盤整備分野	平成23年 8月31日	
	水産振興分野	平成23年 8月31日	
	商工・科学技術振興分野	平成23年 9月12日	
	観光局	平成23年 9月12日	
	桑名農政環境事務所	平成23年 7月29日	
	津農林水産商工環境事務所	平成23年 7月29日	
	松阪農林商工環境事務所	平成23年 8月 3日	
	伊賀農林商工環境事務所	平成23年 7月11日	
	尾鷲農林水産商工環境事務所	平成23年 8月12日	
	熊野農林商工環境事務所	平成23年 8月12日	
	中央家畜保健衛生所	平成23年 8月 1日	
	紀州家畜保健衛生所	平成23年 8月11日	

【県土整備部】

		(実地監査：15 箇所)	(書面監査：3 箇所)
		監査実施先	監査実施年月日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月 6日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日 ・ 実施先 松阪建設事務所 志摩建設事務所 中勢流域下水道事務所
	公共事業総合政策分野	平成23年 8月29日	
	道路政策分野	平成23年 8月29日	
	流域整備分野	平成23年 8月29日	
	住まいまちづくり分野	平成23年 8月29日	
	工事検査担当	平成23年 8月29日	
	桑名建設事務所	平成23年 7月29日	
	四日市建設事務所	平成23年 7月19日	
	鈴鹿建設事務所	平成23年 6月30日	
	津建設事務所	平成23年 8月 1日	
	伊勢建設事務所	平成23年 7月27日	
	伊賀建設事務所	平成23年 7月11日	
尾鷲建設事務所	平成23年 8月12日		

	熊野建設事務所	平成23年 8月12日	
	北勢流域下水道事務所	平成23年 7月19日	

【出納局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
出納分野	平成23年 8月31日

【企業庁】

(実地監査：6箇所)		(書面監査：3箇所)
監査実施先		監査実施年月日 平成23年9月12日
箇所別	経営分野	平成23年 8月 5日
	事業分野	平成23年 8月 5日
	北勢水道事務所	平成23年 7月25日
	中勢水道事務所	平成23年 7月13日
	三瀬谷発電管理事務所	平成23年 7月27日
	水質管理情報センター	平成23年 7月13日
		・ 実施先 南勢水道事務所 志摩水道事務所 三重ごみ固形燃料発電所

【病院事業庁】

(実地監査：5箇所)		(書面監査：-箇所)
監査実施先		監査実施年月日 実施年月日 -
箇所別	県立病院経営分野	平成23年 8月 5日
	総合医療センター	平成23年 7月25日
	こころの医療センター	平成23年 7月29日
	一志病院	平成23年 7月13日
	志摩病院	平成23年 7月27日

【議会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
議会事務局	平成23年 9月12日

【監査委員事務局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成23年 9月 2日

【人事委員会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監査実施先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成23年 9月 2日



【教育委員会事務局】

(実地監査：39 箇所)		(書面監査：40 箇所)
監査実施先		実施年月日 平成23年9月12日
箇所別	経営企画分野	平成23年 9月 5日
	教育支援分野	平成23年 8月30日
	学校教育分野	平成23年 8月30日
	社会教育・スポーツ分野	平成23年 8月30日
	研修分野	平成23年 8月30日
	桑名高等学校	平成23年 4月18日
	桑名工業高等学校	平成23年 4月18日
	川越高等学校	平成23年 4月26日
	四日市高等学校	平成23年 4月11日
	四日市南高等学校	平成23年 4月11日
	四日市西高等学校	平成23年 5月18日
	朝明高等学校	平成23年 4月18日
	四日市農芸高等学校	平成23年 5月18日
	四日市工業高等学校	平成23年 4月11日
	四日市商業高等学校	平成23年 4月26日
	菰野高等学校	平成23年 4月18日
	石薬師高等学校	平成23年 4月21日
	稲生高等学校	平成23年 4月22日
	飯野高等学校	平成23年 4月22日
	津西高等学校	平成23年 5月 9日
	津東高等学校	平成23年 4月14日
	津工業高等学校	平成23年 5月 9日
	津商業高等学校	平成23年 4月14日
	久居高等学校	平成23年 4月25日
	飯南高等学校	平成23年 4月15日
	宇治山田商業高等学校	平成23年 4月15日
	志摩高等学校	平成23年 4月21日
	伊賀白鳳高等学校	平成23年 4月25日
	名張西高等学校	平成23年 4月11日
	名張高等学校	平成23年 4月11日
木本高等学校	平成23年 8月11日	
紀南高等学校	平成23年 8月11日	
鷺学 校	平成23年 4月12日	
杉の子特別支援学校	平成23年 5月18日	
		・ 実施先 埋蔵文化財センター 桑名西高等学校 桑名北高等学校 いなべ総合学園高等学校 四日市四郷高等学校 四日市中央工業高等学校 北星高等学校 神戸高等学校 白子高等学校 亀山高等学校 津高等学校 みえ夢学園高等学校 久居農林高等学校 白山高等学校 松阪高等学校 松阪工業高等学校 松阪商業高等学校 相可高等学校 宮川高等学校 昴学園高等学校 宇治山田高等学校 伊勢高等学校 伊勢工業高等学校 伊勢まなび高等学校 明野高等学校 南伊勢高等学校 鳥羽高等学校 水産高等学校 上野高等学校 上野農業高等学校 上野工業高等学校 上野商業高等学校 あけぼの学園高等学校 名張桔梗丘高等学校 尾鷲高等学校 盲学校 城山特別支援学校 特別支援学校伊賀つばさ学園 特別支援学校西日野にじ学園 度会特別支援学校

	緑ヶ丘特別支援学校	平成23年 4月12日	
	稲葉特別支援学校	平成23年 4月12日	
	特別支援学校 玉城わかば学園	平成23年 4月15日	
	特別支援学校 北勢きらら学園	平成23年 4月26日	
	特別支援学校 東紀州くろしお学園	平成23年 8月11日	

【労働委員会事務局】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成23年9月12日
- ・ 実施先 1箇所 労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会事務局を含む)】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成23年9月12日
- ・ 実施先 1箇所 海区漁業調整委員会事務局  
(内水面漁場管理委員会事務局を含む)

【警察本部】

(実地監査:10箇所)		(書面監査:9箇所)	
監査実施先	監査実施年月日	実施年月日 平成23年9月12日	
箇所別	警察本部各部・警察学校	平成23年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施先 桑名警察署 四日市北警察署 亀山警察署 鈴鹿警察署 津警察署 大台警察署 尾鷲警察署 熊野警察署 名張警察署</li> </ul>
	いなべ警察署	平成23年 4月18日	
	四日市南警察署	平成23年 4月21日	
	四日市西警察署	平成23年 4月18日	
	津南警察署	平成23年 4月25日	
	松阪警察署	平成23年 4月25日	
	伊勢警察署	平成23年 4月21日	
	鳥羽警察署	平成23年 4月21日	
	紀宝警察署	平成23年 8月11日	
	伊賀警察署	平成23年 4月25日	

平成 23 年度定期監査結果報告書

平成 23 年 10 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL 059-224-2923

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp